

# 令和7年度第2回新潟県住宅防火対策推進会議

令和7年10月6日（月）13時30分～15時30分  
新潟県庁2階西回廊大会議室（オンライン併用）

## 次 第

### 議 事

- 1 新潟県内の火災発生状況について
- 2 住宅防火意識の普及啓発活動について
- 3 感震ブレーカーの普及促進について
- 4 意見交換

**【配布資料ページ】**

- P. 1 委員名簿
- P. 2～12 新潟県内の火災発生状況について **【資料 1】**
- P. 13～15 「こんろ」による火災の防止に関する取組について **【資料 1—2】**
- P. 16～18 住宅防火意識の普及啓発活動について **【資料 2】**
- P. 19～21 感震ブレーカーの概要 **【資料 3】**
- P. 22 意見交換 **【資料 4】**
- P. 23～24 新潟県住宅防火対策推進会議設置要綱 **【参考資料 1】**
- P. 25～27 **【抜粋】**感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について **【参考資料 2】**
- P. 28～35 令和 7 年度 各消防本部 予防主要事業概要 **【参考資料 3】**

令和7年度第2回新潟県住宅防火対策推進会議出席者名簿

所 属	委員氏名 (所属職名)	出 欠			代理者氏名 (所属職名)
		Web会議	会議室	欠席	
有識者	新潟大学工学部	黒野 弘靖 (准教授)		○	-
	(有)ミカユニバーサルデザインオフィス	中村 美香 (取締役社長)		○	-
消防本部	新潟市消防局	<b>阿部 一彦</b> (消防局長)	○		<b>前田 信司</b> (予防課長)
	長岡市消防本部	近藤 知彦 (消防長)	○		千野 恭治 (予防課長)
	上越地域消防局	猪俣 浩之 (消防局長)	○		<b>山田 年範</b> (予防課長)
関係機関等	(特非)新潟県消費者協会	<b>佐藤 恵美</b> (常任理事)	○		-
	(公財)新潟県消防協会	樋口 茂吉 (会長)	○		-
	(一財)新潟県消防設備協会	横山 晃大 (理事長)		○	涌井 正之 (常務理事・事務局長)
	新潟県女性防火クラブ連絡協議会	櫻澤 秀子 (会長)	○		-
	(社福)新潟県社会福祉協議会	<b>伊野 智彦</b> (常務理事(事務局長))		○	-
	(一財)新潟県老人クラブ連合会	比護 山之助 (副会長)		○	-
	(公社)新潟県建築士会	渡辺 斉 (顧問)		○	-
	(一財)いがた住宅センター	高木 実 (理事長)		○	-
	新潟県ガス協会	敦井 一友 (会長)		○	五十嵐 徹 (北陸ガス株式会社営業部マネージャー)
	(一社)新潟県LPガス協会	菅井 裕人 (会長)		○	-
	電気安全新潟県委員会	石川 勝 (委員長)		○	-
	新潟日報社	<b>井川 恭一</b> (報道第二部長)		○	-
	新潟県電気工事工業組合	<b>吉田 徳治</b> (理事長)		○	<b>服部 芳和</b> (事務局長) <b>本間 賢祐</b> (事務局長代理)
新潟県	新潟県防災局	田崎 素子 (消防課長)		○	-
	新潟県防災局	<b>堀川 健一</b> (防災企画課長)		○	<b>石黒 智也</b> (政策企画員)
	新潟県福祉保健部	中村 章一 (高齢福祉保健課長)		○	<b>青木 登志美</b> (課長補佐)
	新潟県土木部都市局	<b>水澤 清</b> (建築住宅課長)		○	小島 学 (参事)

太字は、今年委員になられた方

オブザーバー	長岡技術科学大学(防災教育)	吉澤 厚文 石川 崇 (客員教授) (客員准教授)
	感震ブレーカー普及研究会(簡易型メーカー)	三橋 正明 (株式会社21本社営業部)
	(一社)日本配線システム工業会(分電盤型メーカー)	野塚 三平 (日東工業㈱ 新潟営業所長)

事務局	新潟県防災局消防課	眞保 隆博 (課長補佐)
		石山 豊 (予防係長)
		渡邊 俊之 (主任)

## 新潟県内の火災発生状況について

## 1 令和6年に県内で発生した火災の概況

- ・ 令和6年の全出火件数は509件（令和5年から103件減少）
- ・ 火災種別では建物火災が最多で322件、うち住宅火災は187件で建物火災の58.1%を占めている。
- ・ 火災による死者は34人で、放火自殺を除く死者は25人。このうち、住宅火災による死者は21人（うち高齢者16人）であった。

## 令和6年中の県内における火災発生状況（速報値）

区分/年別	令和6年			令和5年	過去10年平均 <sup>※5</sup>
		令和5年との比較	過去10年平均との比較		
全出火件数(件)	509	-103 ( -16.8 %)	-44 ( -8.0 %)	612	553
建物火災	322	-50 ( -13.4 %)	-47 ( -12.7 %)	372	369
住宅火災	187	-26 ( -12.2 %)	-27 ( -12.6 %)	213	214
林野火災	16	-3 ( -15.8 %)	-1 ( -5.9 %)	19	17
車両火災	48	-6 ( -11.1 %)	-15 ( -23.8 %)	54	63
船舶火災	0	-2 ( 皆減 )	-1 ( 皆減 )	2	1
航空機火災	0	0 ( - )	0 ( - )	0	0
その他火災 <sup>※1</sup>	123	-42 ( -25.5 %)	20 ( 19.4 %)	165	103
全死者数(人)	34	-1 ( -2.9 %)	-2 ( -5.6 %)	35	36
放火自殺等を除く <sup>※2</sup>	25	-8 ( -24.2 %)	-3 ( -10.7 %)	33	28
建物火災	24	-6 ( -20.0 %)	-1 ( -4.0 %)	30	25
住宅火災	21	-8 ( -27.6 %)	-2 ( -8.7 %)	29	23
放火自殺等	9	7 ( 350.0 %)	0 ( 0.0 %)	2	9
高齢者の死者数(人) <sup>※3</sup>	25	-1 ( -3.8 %)	3 ( 13.6 %)	26	22
放火自殺等を除く	19	-6 ( -24.0 %)	0 ( 0.0 %)	25	19
建物火災	18	-6 ( -25.0 %)	0 ( 0.0 %)	24	18
住宅火災	16	-8 ( -33.3 %)	-1 ( -5.9 %)	24	17
放火自殺等	6	5 ( 500.0 %)	3 ( 100.0 %)	1	3
負傷者数(人)	98	-11 ( -10.1 %)	-14 ( -12.5 %)	109	112
損害額(百万円)	2,215	717 ( 47.9 %)	335 ( 17.8 %)	1,498	1,880
焼損棟数(棟)	555	-59 ( -9.6 %)	-81 ( -12.7 %)	614	636
焼損床面積(m <sup>2</sup> )	33,521	3,330 ( 11.0 %)	-1,841 ( -5.2 %)	30,191	35,362
出火率 <sup>※4</sup>	2.38	-0.45 ( - )	-0.07 ( - )	2.83	2.45

※1 その他火災は庭や田畑、河川敷などで出火した火災

※2 放火自殺等：放火自殺者、放火自殺の巻添者及び放火殺人の犠牲者

※3 高齢者：65歳以上の人

※4 出火率：人口1万人当たりの出火件数

※5 過去10年平均は平成26年から令和5年までの平均

## 2 火災件数等の推移

### (1) 全出火件数及び出火率

全出火件数・出火率は昭和48年をピークに右肩下がり。

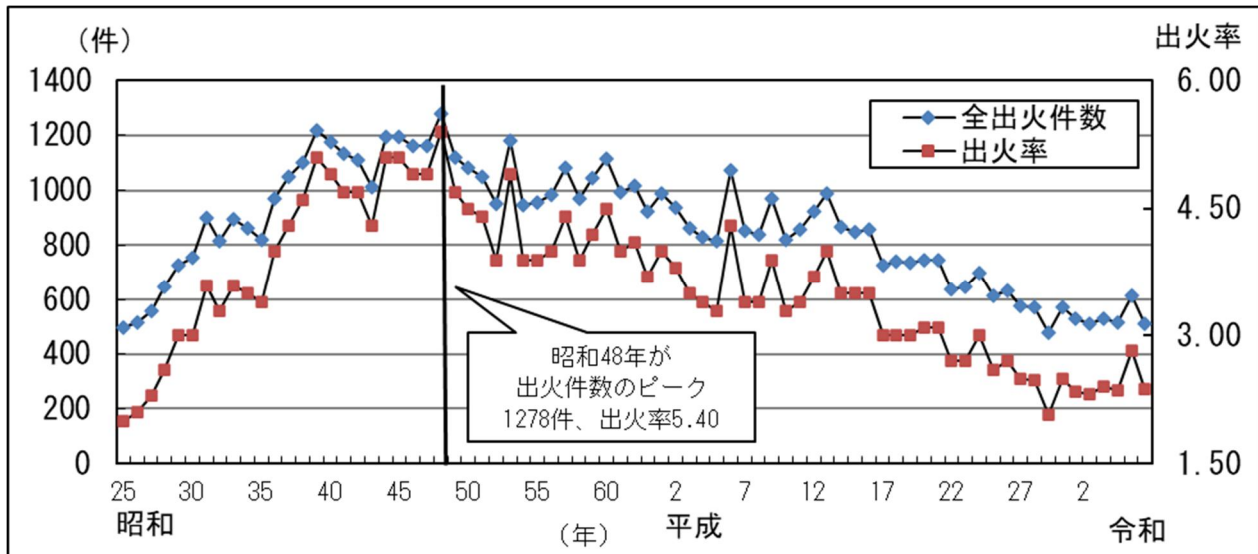


図1 全出火件数・出火率の推移

### (2) 火災による死者数

火災による全死者数は平成15年頃をピークに、緩やかに減少傾向。

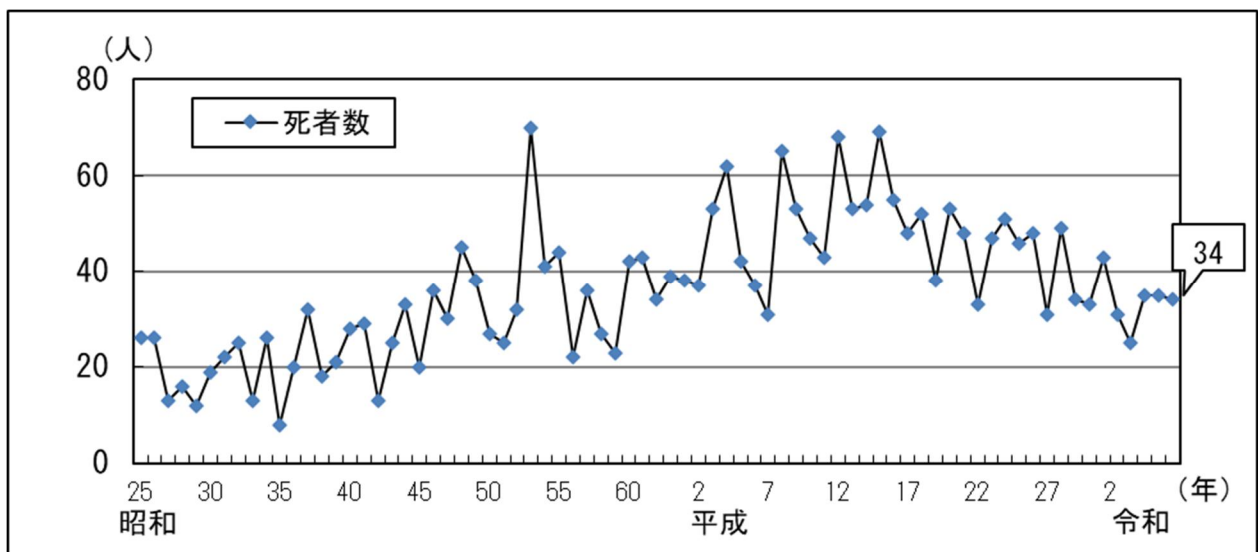


図2 火災による全死者数の推移

(3) 出火率及び死者発生率

- ・ 出火率は全国の値を下回るが、死者発生率は全国より高い。
- ・ 出火率及び死者発生率は、近年は横ばいの傾向にあることから、火災による人身被害防止の取組を推進する必要がある。

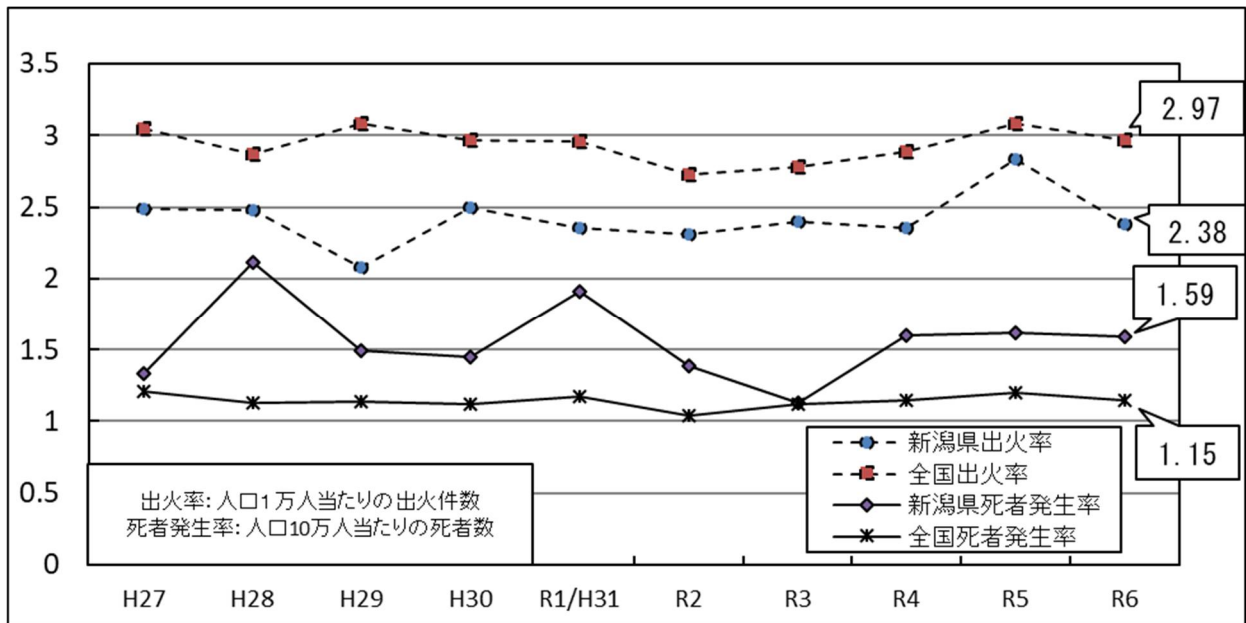


図3 出火率と死者発生率の推移

(4) 住宅火災の状況

近年の住宅火災件数は200件前後、死者数については25人程度を中心に横ばいの状態にある。

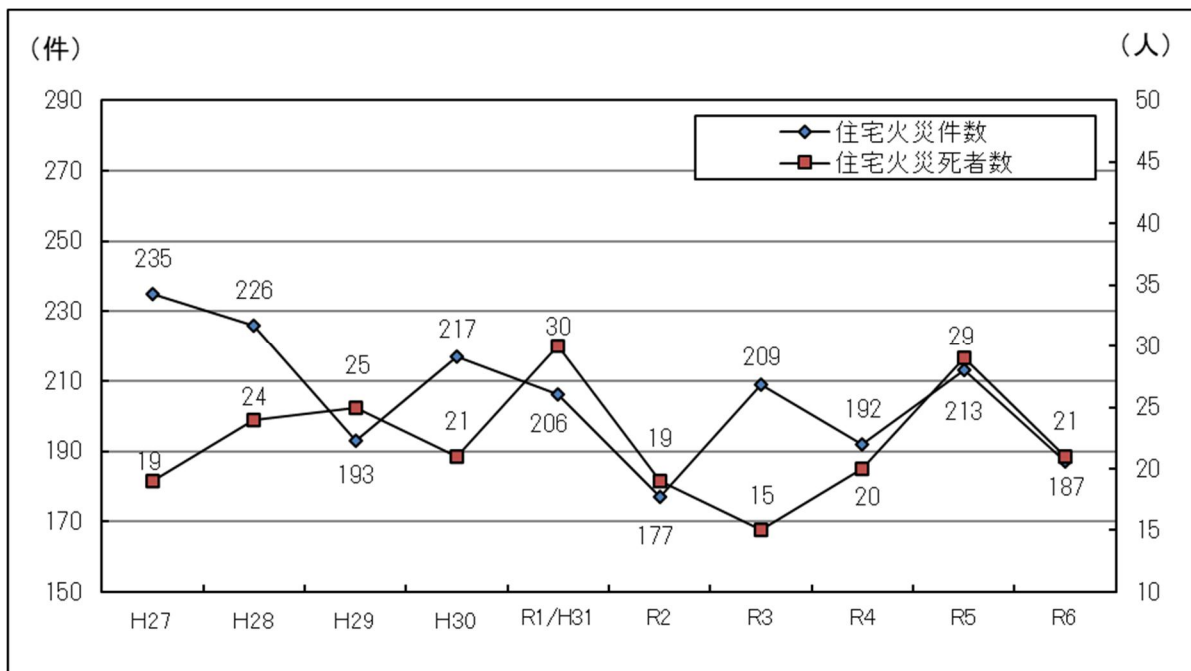


図4 住宅火災件数、死者（放火自殺等を除く）の推移

### 3 過去5年間（R2～R6）における住宅火災の出火原因

- ・ 過去5年間に発生した住宅火災における出火原因は、ストーブ、こんろ、たばこの順となっている。

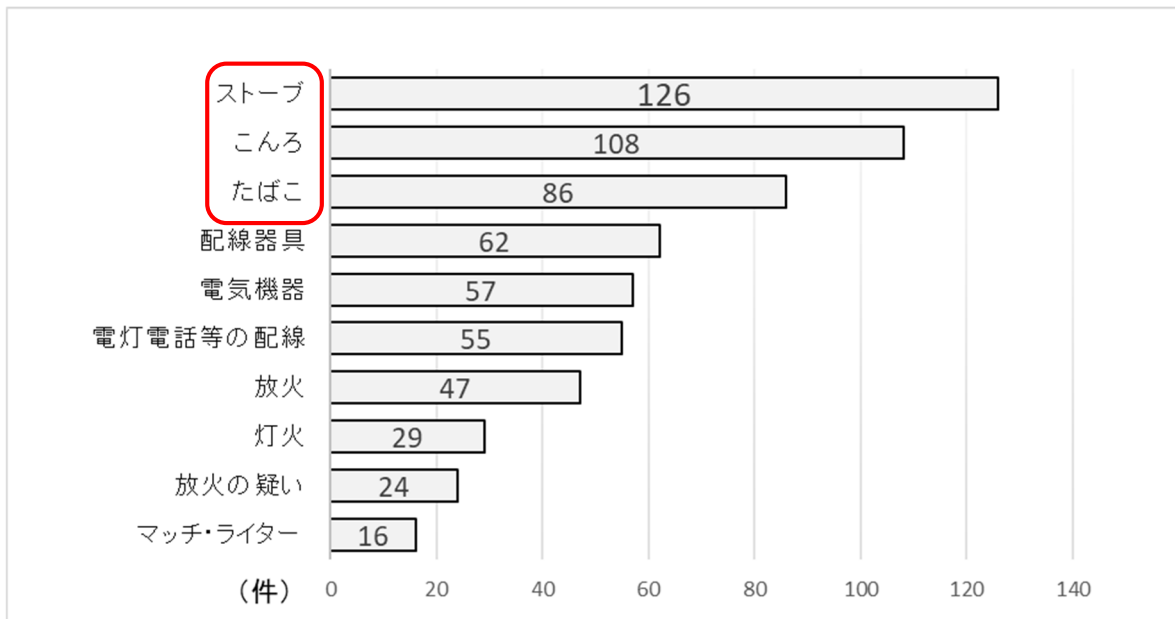


図5 出火原因別住宅火災件数（上位1～10位まで）

- ・ 月別の住宅火災の件数は、暖房器具を使用する冬場に増加する。

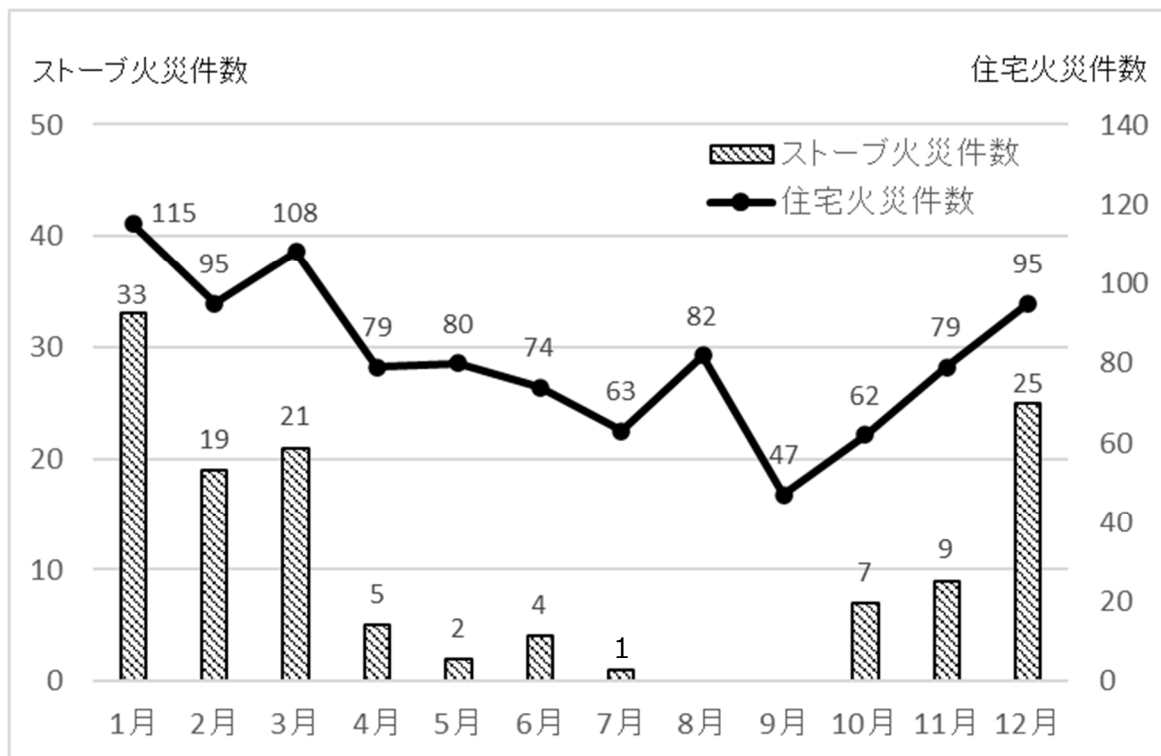


図6 月別出火件数

#### 4 過去5年間（R2～R6）における住宅火災の出火原因の詳細について

##### (1) ストープ火災

###### ① 原因となったストーブの種類

ストーブの種類別では、石油ストーブが多い。

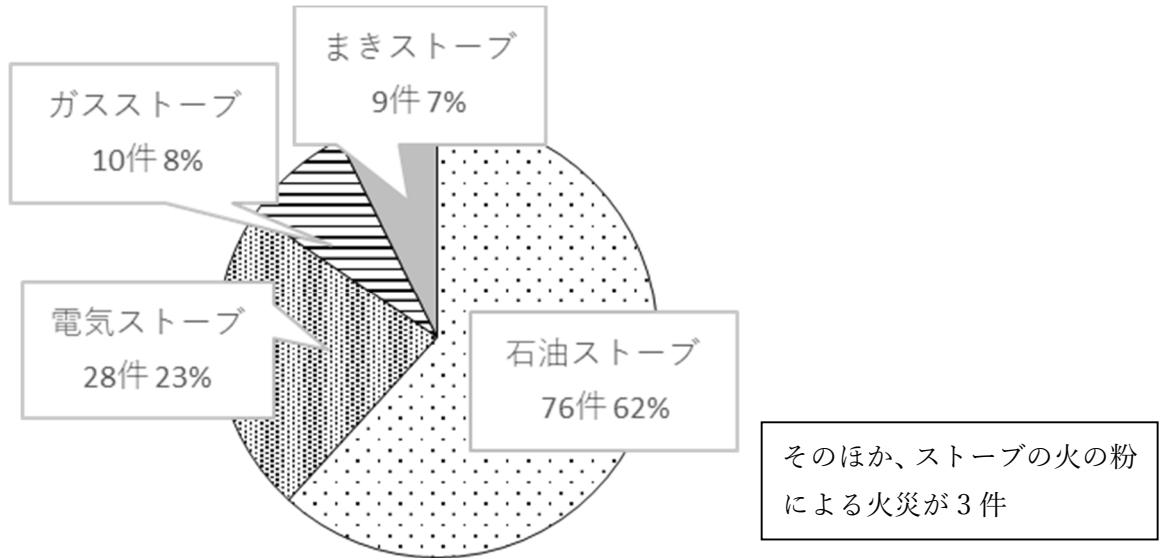


図7 ストープ火災におけるストーブの種類（123件の内訳）

###### ② 火災の出火原因

###### ○ 石油ストーブ

灯油やスプレー缶への引火等が最も多く、次いで洗濯物などが落下し出火するケースが多かった。使用方法の不備、布団などの可燃物がストーブに接触するケースなどによるものも発生していた。

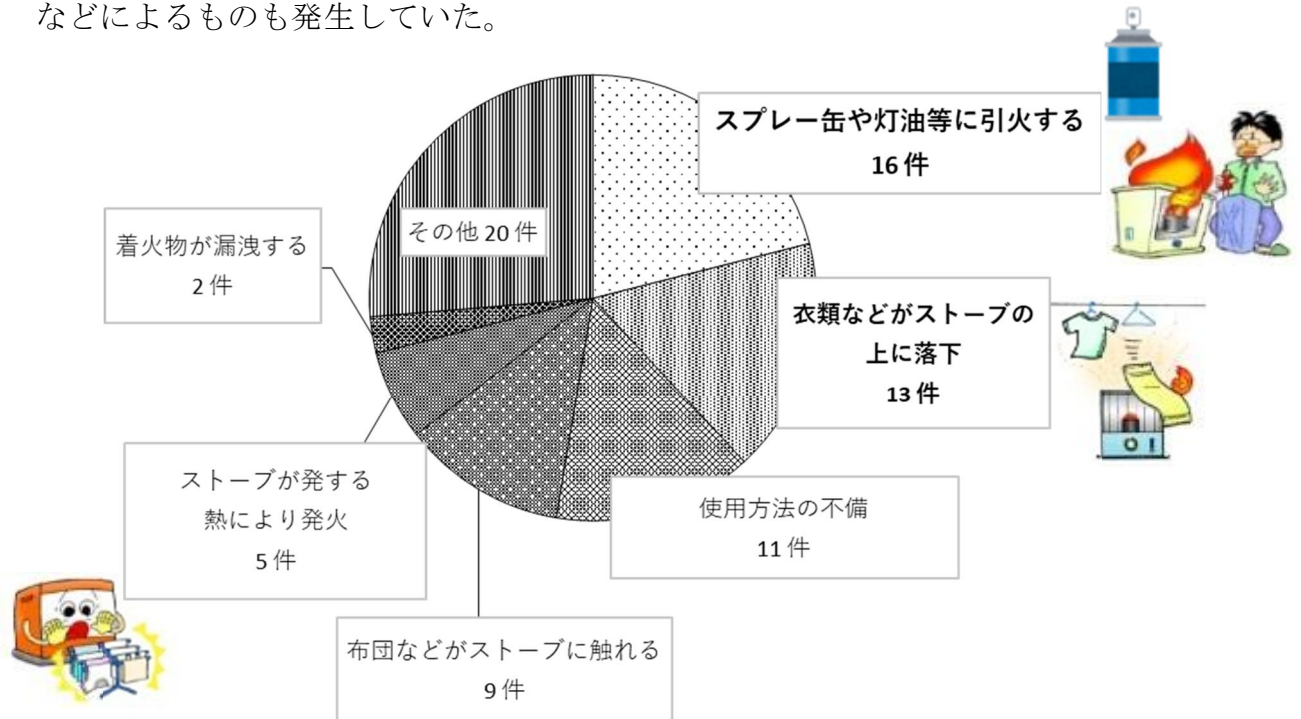


図8 石油ストーブの出火原因（76件の内訳）

○ 電気ストーブ

近くに置かれた布団などの可燃物がストーブに触れたことによる出火が多い。

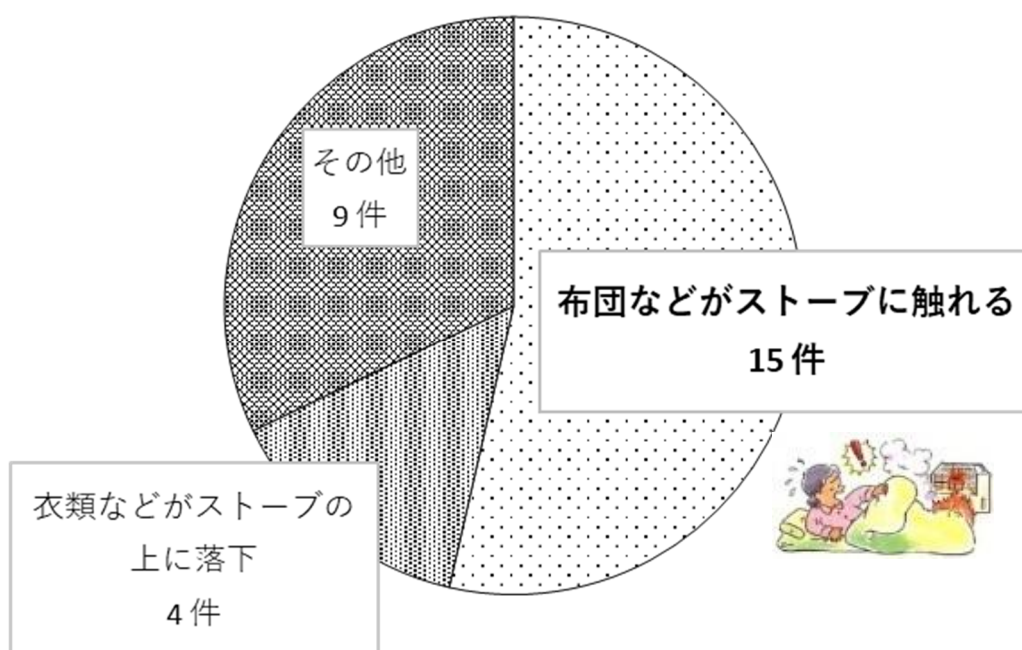


図9 電気ストーブの出火原因 (28件の内訳)

5 過去5年間 (R2~R6) における住宅火災による死者の状況

(1) 発生状況

最近5年間の住宅火災による死者は、約78%が高齢者となっている

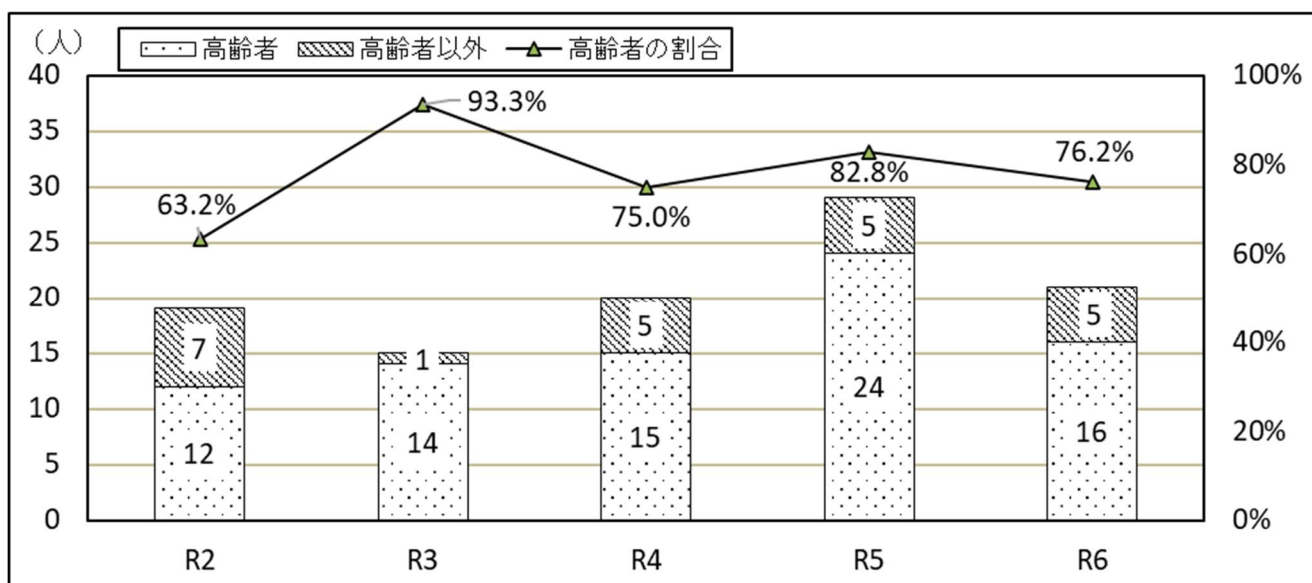


図10 年代別死者数 (自殺・年齢不明除く)

(2) 時間帯別の状況

出火件数は日中が多いが、死者の発生割合は深夜2～5時の就寝時間が高い。

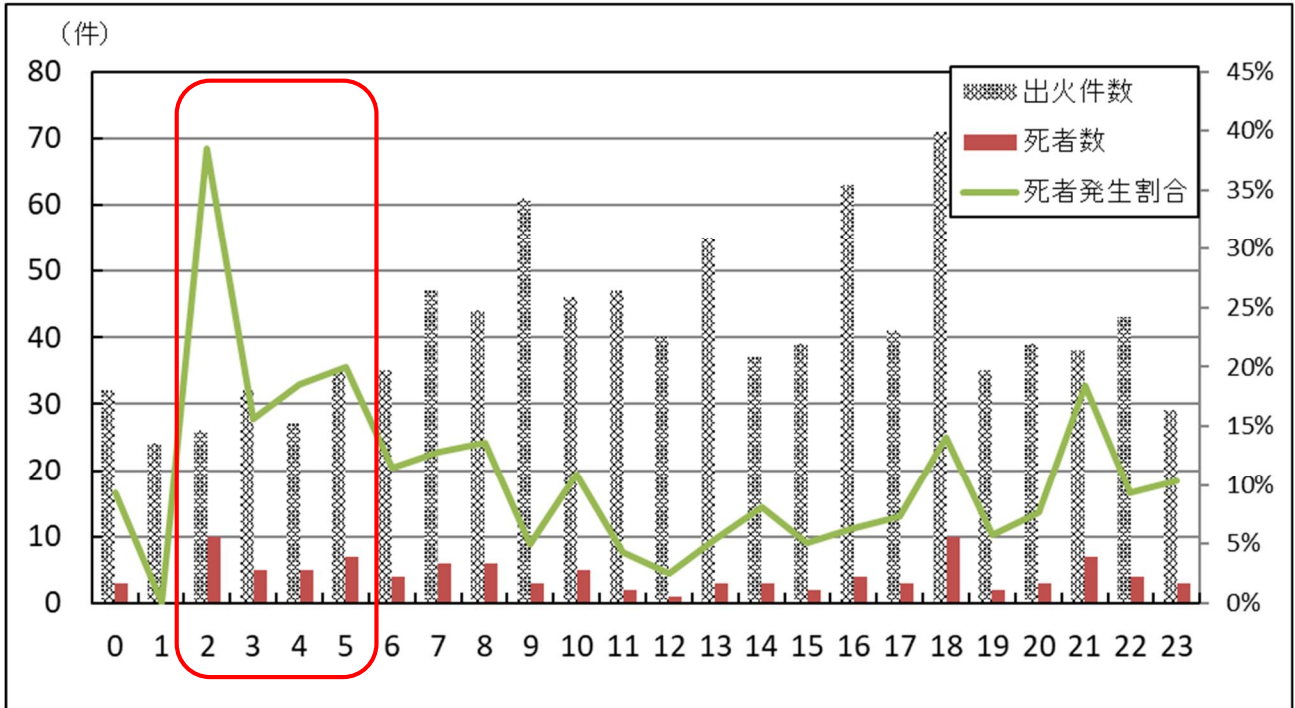
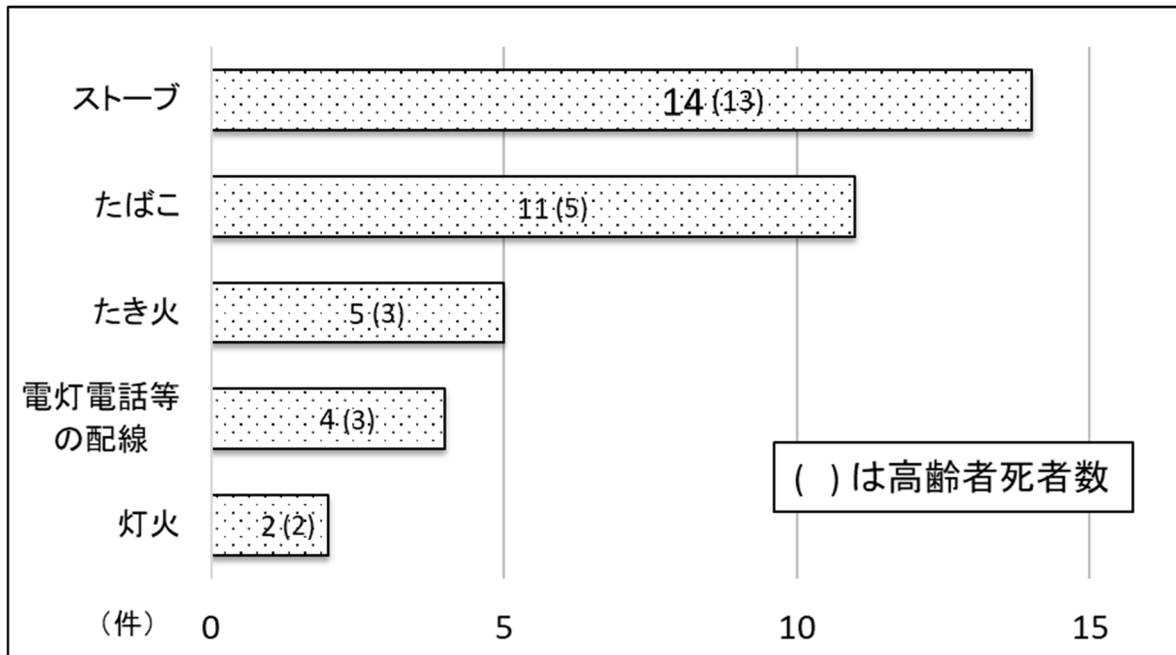


図 11 住宅火災の出火時刻と死者発生割合

(3) 出火原因別の死者数（住宅火災）

ストーブが最も多く、たばこ、たき火が続く。また、灯火とストーブによる火災での死者は、特に高齢者の割合が高い。



(上位1～5位まで、放火及び放火疑いを除く)

図 12 住宅火災における出火原因別死者数

(4) 死亡原因

過去5年間の経過別死者数では、半数近くが逃げ遅れにより死亡、逃げ遅れの理由は、「病気・身体不自由」「消火しようとして」が多くなっている。

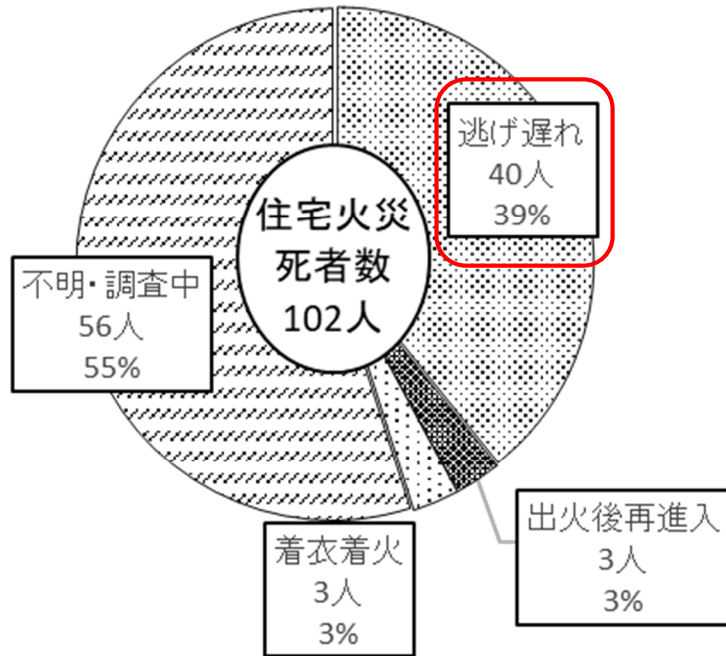


図 13 経過別死者数

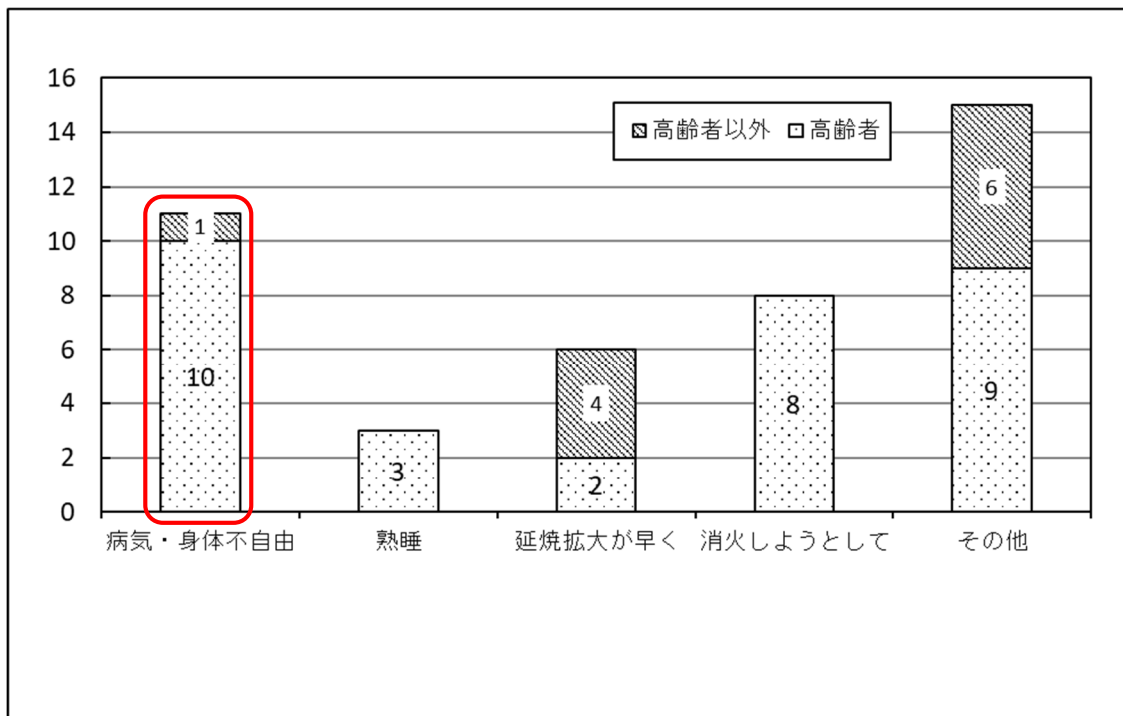


図 14 逃げ遅れの発生した理由

## 6 県内の住宅用火災警報器（住警器）の設置状況等

### (1) 設置状況（R7.6時点）

近年は、設置率は微増、条例適合率は横ばいであり、3割近くの住宅ではまだ十分な設置がされていない。

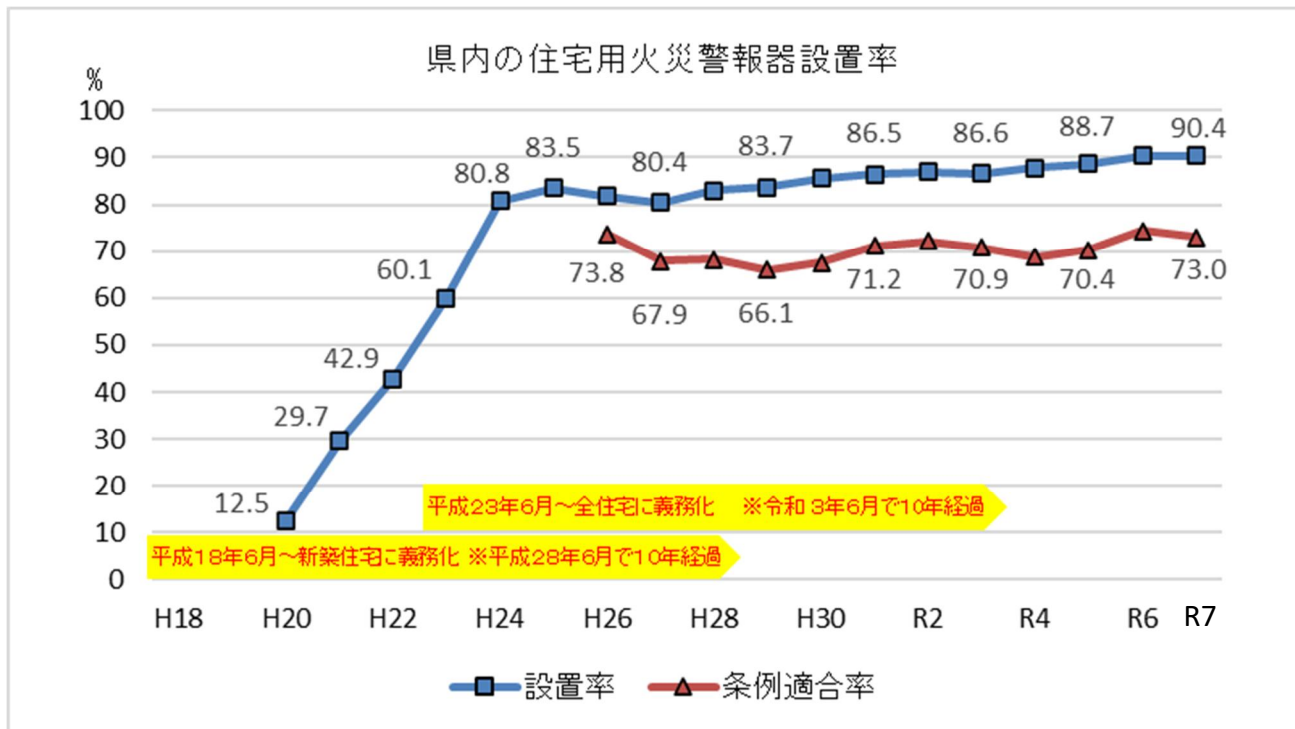


図15 住警器 設置率及び条例適合率

#### 【補足】

- ・ 設置率 : 市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段のうち、1箇所以上設置されている世帯の割合
- ・ 条例適合率 : 市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段の全てに設置されている世帯の割合



(2) 設置経過年数、点検状況 (R7.6時点)

- ・ 10年経過した住警器は4割を超えている。
- ・ 自主的に点検をしている世帯は、3割未満となっている。  
 ※年に2回の点検が推奨されているため、「最近半年間に実施」の場合を対象
- ・ 作動確認を行った世帯のうち、3.8%で電池切れや故障が確認された。
- ・ 全住宅に設置が義務化されてから14年が経過し、設置から10年以上経過する住警器が多くなっていく中で、点検、交換の促進のため、県民への呼びかけの強化が必要

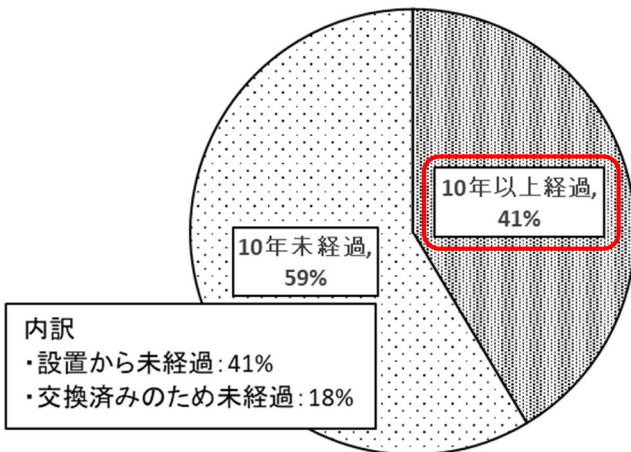


図 16 住警器 経過年数

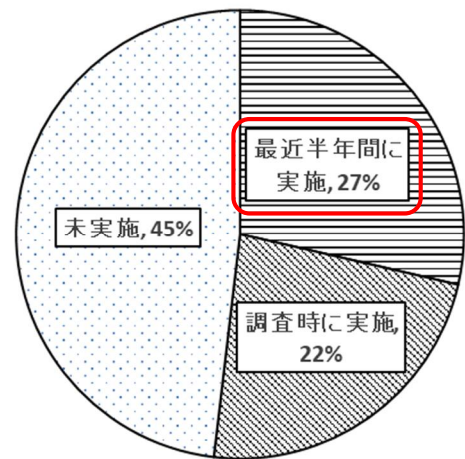


図 17 住警器 点検状況

(3) 死者が発生した住宅火災における住宅用火災警報器の設置状況 (過去5年間)

- ・ 住宅用火災警報器の設置がない場合が約6割を占める。
- ・ 住宅用火災警報器の設置がある場合でも死者が発生している。日常的な点検で作動確認をすることで、日ごろからの防火意識の醸成にもつながる。

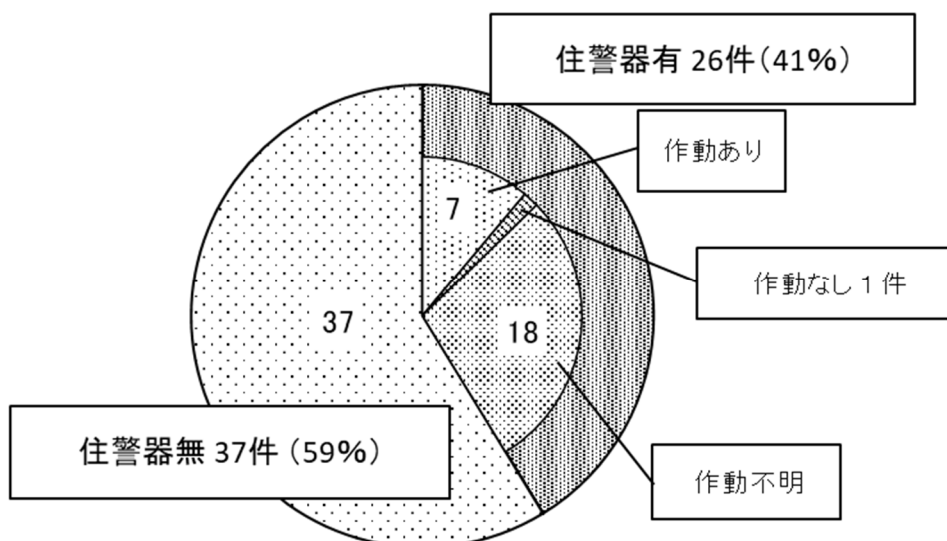


図 18 死者が発生した 96 件から設置不明 33 件を除いた 63 件の内訳

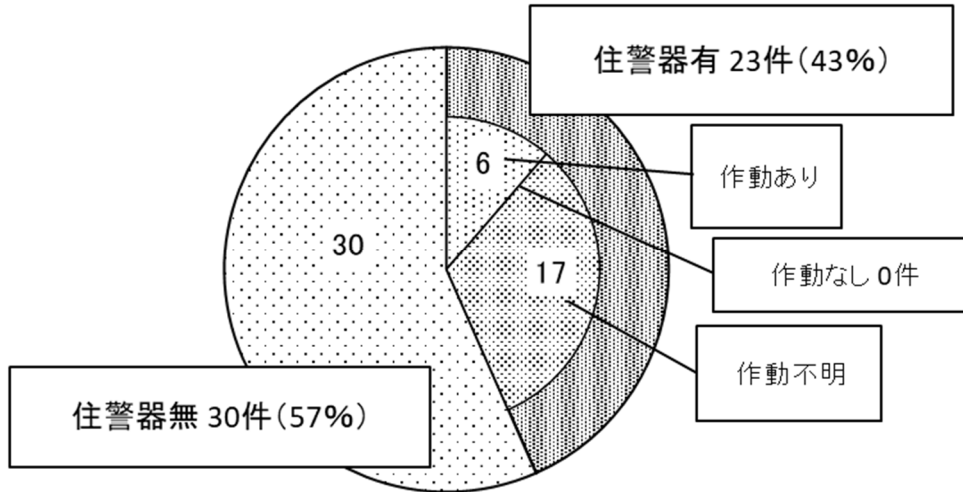


図 19 高齢者の死者が発生した 78 件から設置不明 25 件を除いた 53 件の内訳

(4) 住警器の奏功事例

県内における奏功事例は、令和 7 年 9 月 30 日時点（平成 18 年からの集計）で、451 件報告されている。近年は、年間十数件の住宅火災が初期に消し止められている。

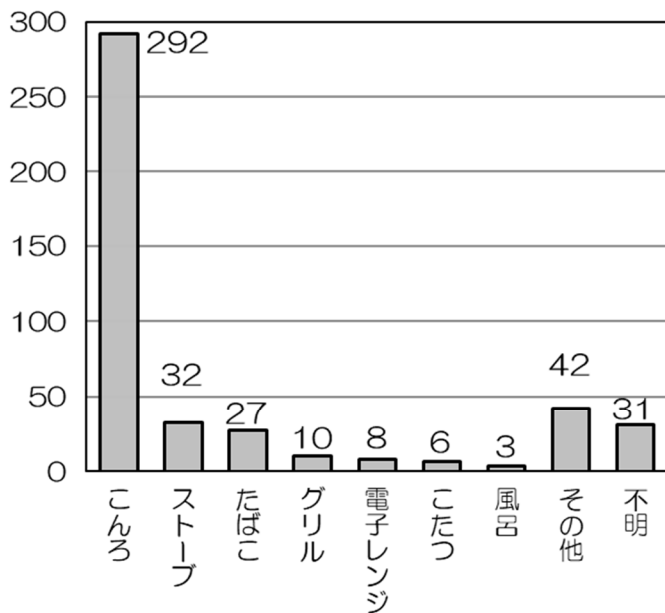


図 20 原因別出火件数

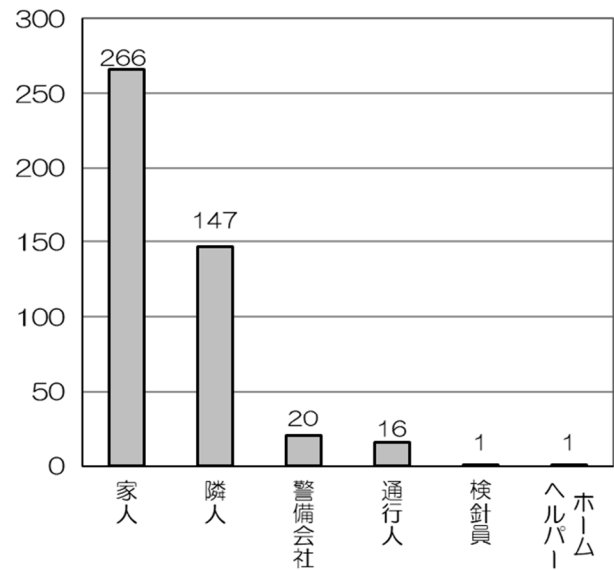


図 21 発見者の内訳

- (事例 1) 共同住宅において、焦げ臭さと住警器の鳴動に気付いて隣の住民が通報。3 ロテーブルタップが半断線に陥り、半断線部分が発熱し最終的に短絡し出火したものの。
- (事例 2) みそ汁の入った鍋をコンロで火にかけてそのまま放置し、鍋の中身が焦げ、発生した煙で住警器が鳴動した。鳴動音に気付いた隣人が 119 番通報し、その後にベランダ伝いに部屋に入りコンロのつまみを回し消火した。

## 「こんろ」による火災の防止に関する取組について

## 1. 令和5、6年における火災発生状況

## (1) 全火災における出火原因

令和6年の「こんろ」火災は全体で4位。

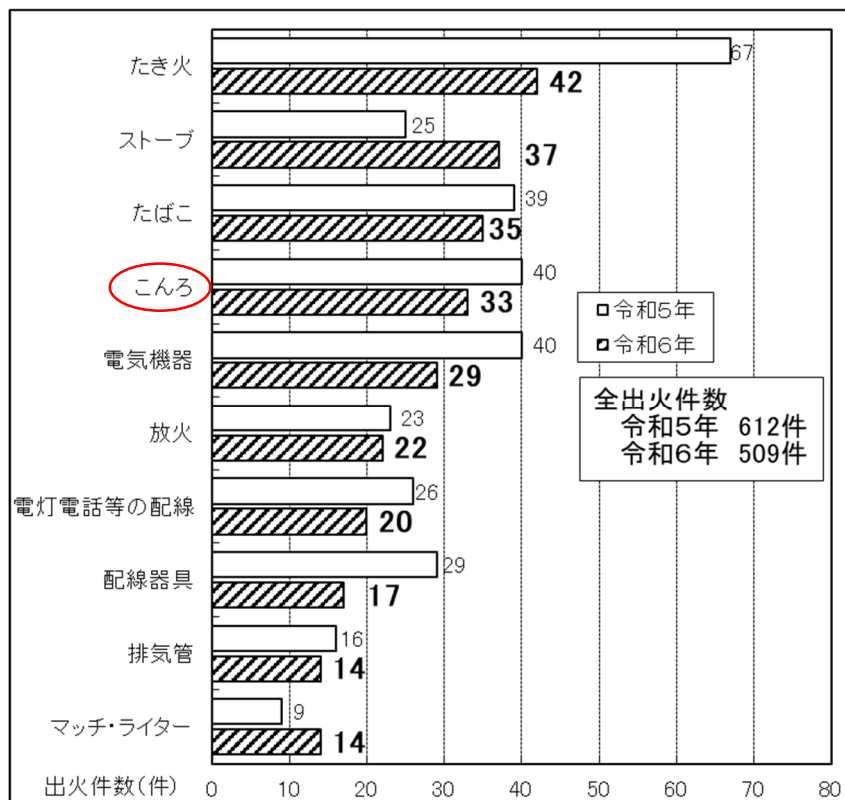


図1 全火災の出火原因（上位10件）

## (2) 住宅火災における出火原因

令和6年は、「こんろ」火災が2位。

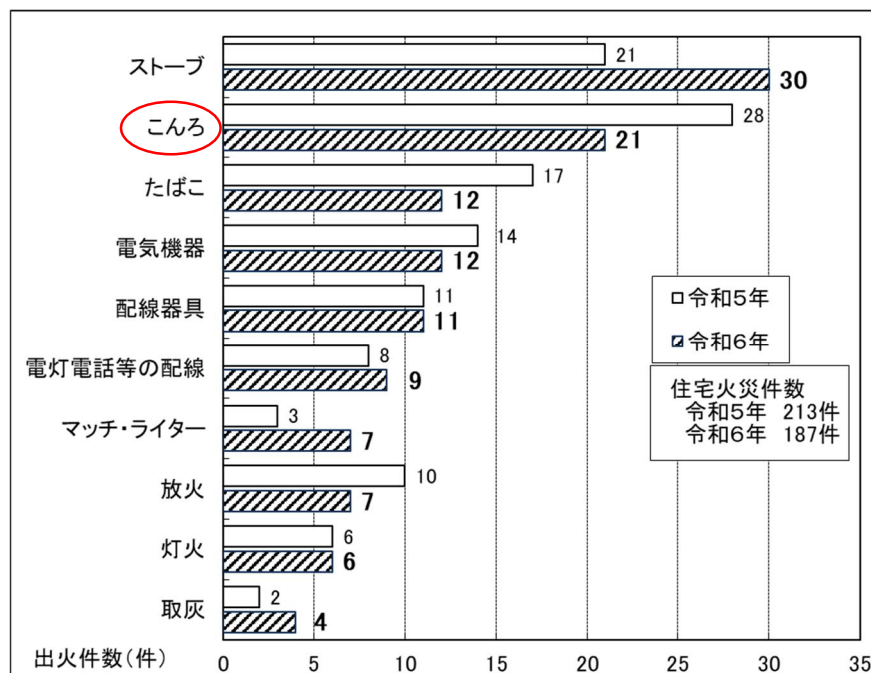


図2 住宅火災の出火原因（上位10件）

## 2 「こんろ」火災発生の経過

「こんろ」火災は、消し忘れによる出火が最も多く、次いで衣服に燃え移るようなケースが発生

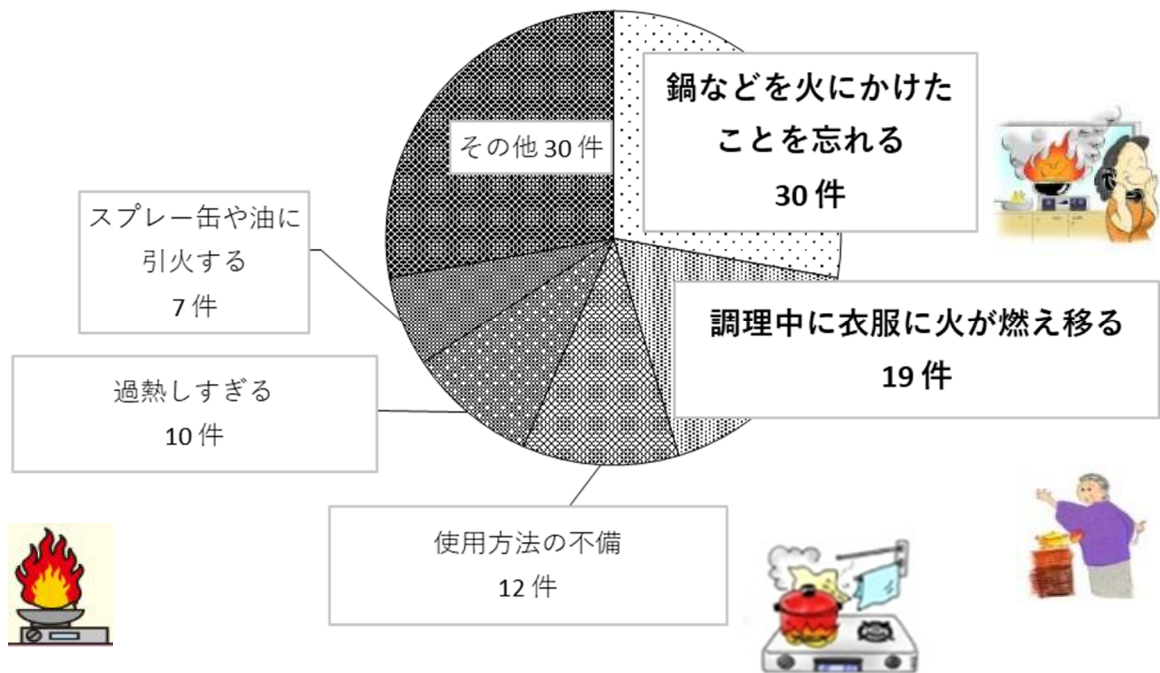


図3 「こんろ」火災の出火原因（令和2年～6年の累計）

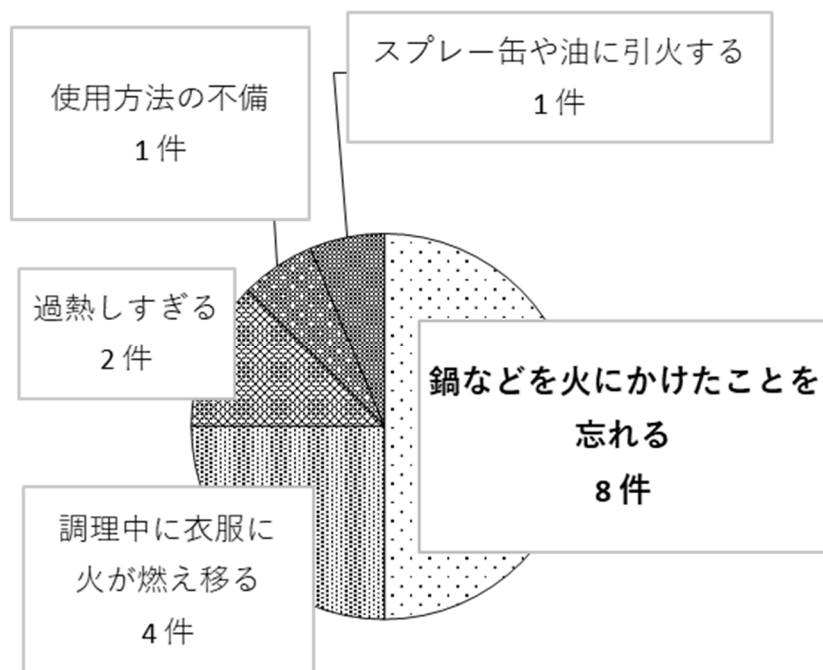


図4 「こんろ」火災の出火原因（令和7年1月～6月）

### 3 「こんろ」火災における「Si センサー」の設置状況等調査結果

令和6年10月～令和7年6月における「こんろ」を出火原因とする火災について、「Si センサー」搭載状況を調査した結果、センサー無しのかんろによる火災件数が多く、また、センサー無しのかんろにおける出火原因は、鍋に火をかけたことを忘れる場合が最も多かった。

また、Si センサー搭載かんのろであるが、一部の口にのみセンサーが搭載されている製品を設置しており、出火時はセンサーを搭載していない口を使用していたことで、火災となった事例が、確認されただけで3件生じている。

※ Si センサーは平成20年10月以降、かんのろの「全ての口に搭載することが義務化」されています。

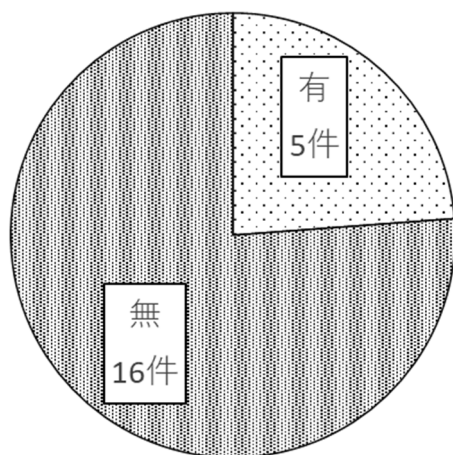


図5 「こんろ」火災における Si センサーの搭載有無

(住宅火災、ガステーブル・かんのろ)

※ 「無」には一部の口にのみ Si センサーが搭載されたかんのろにおいて、出火時にセンサーを搭載していない口を使用していた場合を含む

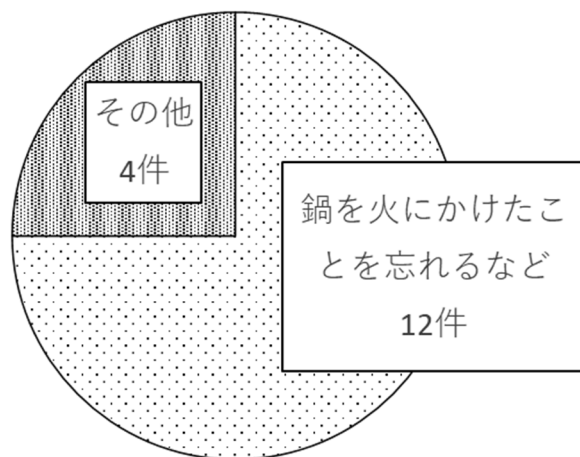


図6 Si センサー非搭載「かんのろ」の出火原因(経過)

(住宅火災、ガステーブル・かんのろ)

参考：Si センサー搭載かんのろで生じた火災5件の内訳は以下のとおり

- ・ 衣服への着火 2件
- ・ 使用法の不備に基づくもの 2件
- ・ スプレー缶への引火 1件

## 住宅防火意識の普及啓発活動について

本会議でのご意見・アドバイスを参考に関係機関と協力し、普及啓発活動を行っています。

### 1 高齢者に向けた火災予防広報

#### (1) 火災予防注意喚起

高齢者見守り強化月間（2月）に合わせて、ラジオ（BSN及びFM新潟）の「県からのお知らせ」（令和7年2月17～20日）で、高齢者向けの注意喚起を行いました。

内容は以下のとおり。

- ・ 住宅火災で亡くなっている方の約7割が高齢者である実態の周知
- ・ 冬期はストーブ火災が多いため、ストーブの周りに燃えやすいモノを置かない、ストーブの上で洗濯物を干さない
- ・ 逃げ遅れ防止に向けた住宅用火災警報器（以下、「住警器」）の定期点検の推奨

#### (2) 女性防火クラブと連携した高齢者向け広報活動

県内各地域の女性防火クラブと連携し、住宅火災防止のための注意点や住警器の点検、交換について広報活動を実施しました。

### 2 住警器および感震ブレーカーに関する広報活動

#### (1) イオンモール新潟亀田店「新潟フェア」

ステージイベントにおいて、住警器の適切な設置、点検、交換を周知するとともに、感震ブレーカーの実演を行い、その認知度向上への取組を行いました。

併せて、「新潟県ブース」では、ショッピング客に向けて、住警器や感震ブレーカーを展示し、直接触れてもらったり、チラシを配布し、設置や点検実施等の呼びかけを行いました（令和7年8月2～3日）。



また、当日取材があり、感震ブレーカーを中心に、BSNの「ニュースゆうなび」で放送されました（令和7年9月25日）。

(2) テレビ (UX) 「ほっとホット新潟」

番組内で住警器の設置、点検、交換に関する周知を行いました (令和6年12月21日及び令和7年3月22日)

3 ストープ火災低減に向けた取組

(1) ストープの使用が増える冬季に、マスメディアでの広報活動を強化し、ストーブ火災の予防啓発、住警器の設置及び維持管理に係る呼びかけを実施しました。

テレビ (UX) 「ほっとホット新潟」 (令和6年12月21日、令和7年3月22日) ※再掲

ラジオ (BSN、FM新潟) 「県からのお知らせ」 (令和7年2月17～20日) ※再掲

(2) 県内の暖房器具メーカー2社と協力し、暖房器具の修理依頼者に向けて、ストーブ火災防止のチラシを配布しました。

**安全装置付き暖房機器が  
おススメです!**

- 給油時自動消火装置  
※給油時の火災発生時に自動で消火します。
- 口金安全強化カートリッジタンク  
※給油時、給油機でカートリッジタンクのキャップ蓋が落ちます。
- 不完全燃焼防止機能強化 (石油ファンヒーター)  
※より安全なレベル(一酸化炭素検出器)で自動します。

**3つの安全機能でリスクを軽減!** (PSマーク)

PSマークが付いた製品には安全装置が装着されています。

**石油暖房機器を  
正しく  
利用しましょう**

石油暖房機器による火災の主な原因

- ・ストーブに衣類が落ちる、灯油をこぼす
- ・スプレー缶や灯油などに引火する
- ・布団などがストーブに触れる など

株式会社 **コロ+**      ダイニチ工業株式会社

**ストーブ火災を防ぐには!**

- ★燃えやすい物は置かない  
衣類や雑誌などが近くに置いてあると、ちょっとしたはずみでストーブに触れ引火するおそれがあります。  
スプレー缶等は熱で缶が破裂し、漏れたガスに引火することがあります。
- ★洗濯物は干さない  
ストーブの上や近くに洗濯物を干すと、ストーブに触れ火災になるおそれがあります。また、カーテンのそばでの使用も同様に火災になるおそれがあります。
- ★給油時には必ず消火  
給油時に、カートリッジタンクのキャップの閉め忘れや緩み等で灯油が漏れてしまうと引火するおそれがあります。  
必ず、消火してから給油しましょう。
- ★火を消す習慣を!  
寝るときやその場を離れるときには火を消しましょう。  
寝返り等で布団がストーブに触れ、火災になるおそれがあります。  
ストーブ火災に限らず、火の元の確認や消火は火災予防の基本です。
- ★消毒用アルコールの安全な取り扱いについて  
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒に消毒用アルコールを使用する機会が増えています。  
消毒用アルコールは、可燃性蒸気が発生するため、ストーブの近くで使用すると引火するおそれがあります。  
詰替えを行うときも、ストーブの近くでは行わないようにしましょう。

写真提供: 新潟市消防局

【お問い合わせ先】  
新潟県防災局消防課 (電話: 025-282-1665)

#### 4 その他の取組

(1) ほうさいこくたい2025 in にいがた（令和7年9月6～7日）での啓発活動

新潟県女性防火クラブ連絡協議会がブース出展し、女性防火クラブ員の方からポケットティッシュや消防消しゴムを配布し、火災予防の呼びかけを行っていただきました。



(2) 共同住宅への防火啓発

新潟県消防長会と連名で、共同住宅における消防用設備等の点検の実施、報告及び住宅用火災警報器の適切な維持管理を呼びかけるため、一般財団法人新潟県消防設備協会からリーフレットの提供を受け、全日本不動産協会新潟県本部及び新潟県宅地建物取引業協会へ送付し、管理者への周知を依頼しました。（令和7年7月29日）

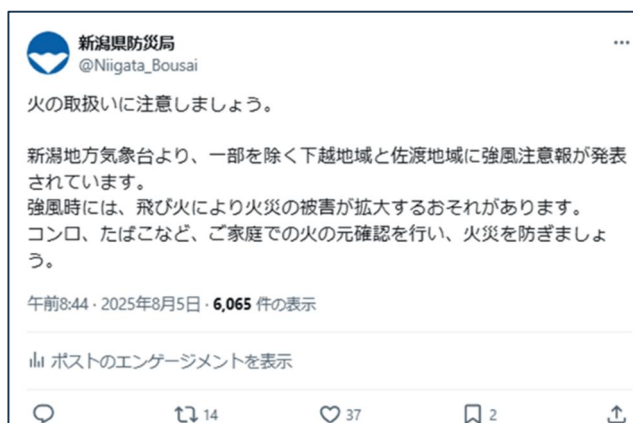
#### 【例年開催しているイベント等】

(1) 火災予防運動

- ・ 春の火災予防運動（4/1～4/7）：林野火災の注意喚起等
- ・ 秋の火災予防運動（11/9～11/15）：住宅防火対策に関する重点的な呼びかけ

(2) 防災局エクスを通じた県民への呼びかけ

気象情報（強風、乾燥注意報等）、県内の火災発生状況を踏まえ、随時、X（旧ツイッター）を用いて火災予防の呼びかけを行っています（令和6年度は39回実施）。



地震後の脅威！「電気火災」を防ぐ

# 感震ブレーカー

地震後の火災、あなたはどう防ぎますか？

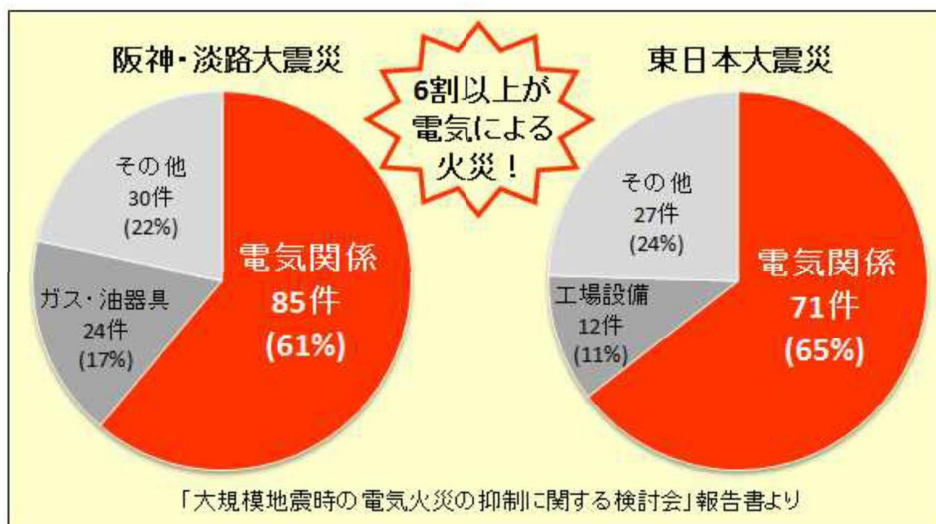


新潟県 防災局 消防課 予防係

1

## 地震で起こる「電気火災」

阪神淡路大震災、東日本大震災地震で起こった火災のうち、原因がわかったものの **約6割** が電気関連の火災でした。



大きな地震で**高い割合**となっています！

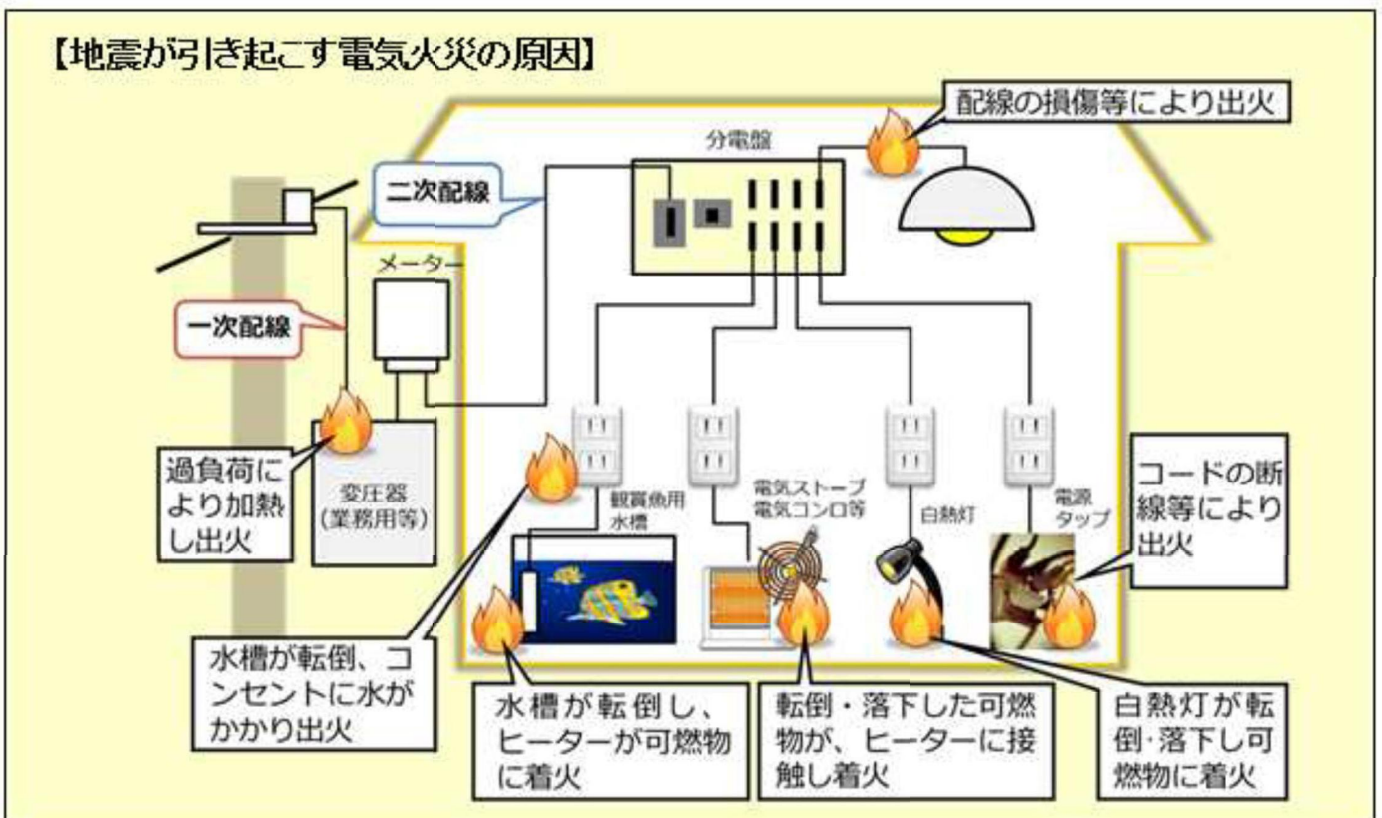
# 地震で起こる「電気火災」

- 電気が流れている所や、電気を使って熱くした所に**燃えるものが触れる**
  - 電気ストーブのうえに洗濯物が落ちる
  - コードの傷から電気が漏れて発火
  - 倒れた電気スタンドがカーテンに触れる 等
- 倒れた家電を**片付ける時間もなく避難**
  - 片付ける前に、停電が直ると火災発生

**電気が止まっていれば防げる！**

3

# 地震で起こる「電気火災」



# 感震ブレーカーとは？

「大きな揺れ」に反応し電気を「自動」で止める

タイプ	分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
機器 (参考)				
概要	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
価格	約2万円～8万円 (標準的なもの)	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気 工事	必要	必要	埋込型:必要 差込型:不要	不要

## 種類豊富

お家すべての電気を止めるもの、1つのコンセントのみを止めるもの  
ご自身で取付できるもの、専門家が必要なもの

家電量販店やホームセンター、通販サイトなどで購入できます

5

## 感震ブレーカー設置で注意すること

- 夜間に電気を止めた場合に備えて、**懐中電灯や停電時の足元灯等**の準備
- 医療機器等のすぐに止めてはいけない**機器用のバッテリー**の準備
- 感震ブレーカーにより電気が止まった状態からは自動で復旧しません。

普段からの地震への備えと同じ内容が多いです！

**感震ブレーカーの設置をご検討ください！！**

## 意見交換いただきたい項目

1. こんろ火災の発生状況などを踏まえて、それらを出火原因とする火災の予防啓発に活かしていくポイントについて

<こんろ火災の予防に向けて>

- ・ Si センターが「こんろ火災」の防止に有効であると考えられるが、搭載されていないこんろを前倒しで買換え促進するためにはどのような広報が有効か。
- ・ 関係団体はどのような機会に、どのような広報に協力いただくことが可能か。

2. 地震による電気火災を防止するのに有効な感震ブレーカーの認知度を向上させるための広報の効果的な内容、タイミング、関係機関の連携のポイントについて

<認知度向上・設置推進に向けて>

- ・ 認知度を上げるためには、どのような機会に、どのような広報が有効か。
- ・ 関係団体はどのような機会に広報に協力いただくことが可能か。
- ・ 感震ブレーカーの設置を推進するためには、どのような対応が必要か。
- ・ どのようなターゲット層を対象に普及推進を進めるのが効果的か。

3. 上記以外にも、その他地域の実情、関係機関の火災予防啓発等の状況について情報共有して、効果的な住宅防火対策の推進につなげるための方法について

<今冬～来年度の火災予防に向けて>

- ・ “広く県民に周知する”という住宅火災予防の視点での普及啓発における方法、タイミング、効果的な連携は。
- ・ ターゲットを絞る場合、火災予防のために、どのような内容で、どのような機会に、どのような方法で普及啓発するのが有効か。
- ・ 関係団体が協力可能な火災予防啓発はどのようなものがあるか。

## 新潟県住宅防火対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 住宅防火対策を総合的、効果的、かつ、高齢者対策を重点的に推進し、もって火災の未然防止及び火災による被害の低減を図るため、新潟県住宅防火対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項について連絡調整を図る。

- (1) 高齢者対策に重点を置いた火災からの人命の安全に関すること。
- (2) 住宅防火意識の高揚、普及啓発等に関すること。
- (3) 住宅防火診断及び住宅防火設計の普及推進に関すること。
- (4) 住宅用防災機器等の設置促進及び維持管理に関すること。
- (5) 住宅防火に係る調査研究に関すること。
- (6) その他、住宅防火対策の推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、有識者並びに関係行政機関、地域住民組織及び関係団体等に所属する者からなる25人以内の委員で構成する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

### (推進会議の運営)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (事務局)

第6条 新潟県防災局消防課に事務局を置き、推進会議の運営に係る事務を処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成9年9月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

消防予第 140 号  
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について

消防庁では、令和 6 年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催しました。この検討会において、消防本部の体制強化や地震火災対策の推進などの消防防災対策のあり方について、報告書（令和 6 年 7 月）がとりまとめられ、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進が必要であるとの提言がなされました。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和 6 年 6 月 28 日修正）においては、第 3 編の地震災害対策編の中で感震ブレーカーの普及が位置づけられました。

これを受け、「令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和 6 年 7 月 12 日付け消防総第 584 号・消防消第 225 号・消防予第 355 号・消防災第 155 号・消防地第 502 号・消防広第 338 号・消防応第 47 号・消防情第 182 号）により、各都道府県及び市町村において地域防災計画の見直し等を行うとともに、消防庁において各地域の取組を促進するためモデル計画を策定することが通知されています。

上記を踏まえ、消防庁では、「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」等を開催し、下記のとおり、都道府県及び市区町村において地域防災計画に基づき感震ブレーカーの普及に向けた具体的な計画の策定を行う際の留意事項及びそのモデルとして計画（例）をとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内における感震ブレーカーの普及推進を図られるとともに、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費については、特別交付税措置の対象とされているとともに、消防庁では火災予防条例（例）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号において、各地方公共団体における住宅防火対策の一環として、感震ブレーカーの普及推進についても位置づけることを予定しています。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 第1 感震ブレーカーの普及推進に関する計画策定の際の留意事項

感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定する際の留意事項として、普及推進における基本的な考え方、計画における各項目の進め方、都道府県と市区町村との役割分担等、取組の推進にあたって参考となる情報を以下に示す。

都道府県及び市区町村におかれては、以下の事項に留意しつつ、別添1及び別添2の計画(例)を参考に、地域の実情に応じた感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定されたい。

なお、計画(例)には、ひな形と解説を記載しているため、計画を作成する際は、これらを適宜参考とされたい。

- 1 地震時には、火災の同時多発、消防力の劣勢、水利の使用不可や道路通行障害等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。加えて、過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を進めることが必要である。特に、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要であり、住民と危機意識の共有化を図りつつ、地域単位で面的に感震ブレーカーの普及を進めることが重要である。
- 2 都道府県及び市区町村においては、防災基本計画の修正を踏まえ、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進について遺漏なく位置づけられたい。また、各地域における取組を着実に進めるため、別添の計画(例)を踏まえつつ、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。
- 3 消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等に関するアンケート調査(令和6年度)において、多くの地方公共団体が今後の課題として感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要と回答していることを踏まえ、感震ブレーカーの普及推進にあたっては、これらの重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。
- 4 各地域において、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるためには、地方公共団体の防災関係部局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要がある。  
これに当たり、各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制として、各地域の実情に合わせた構成とすることが重要である。

また、都道府県と市区町村の間においても、例えば、都道府県にあつては、幅広い関係者との協力体制を構築するとともに、管内の市区町村の取組に係る水平展開や支援を行い、市区町村にあつては、住民に向けた地域密着の取組を行うなど、それぞれの特性に応じた連携を図ることが重要である。

なお、感震ブレーカーの普及推進に係る取組は、その進捗が地域によって様々であることから、各地域の実情に即した形で、可能なものから段階的に取組に着手、推進を図ることが重要である。

5 円滑に普及を図る観点等から感震ブレーカーの種別に応じた特性等を踏まえ、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが重要である。

6 各地域において、計画の策定後は、感震ブレーカーの設置状況について重点エリアを中心に適宜把握し、必要に応じて設置支援を行うなど、効果的な普及推進等の検討につなげることが重要である。

## 第2 その他

今後、各地方公共団体における計画の策定状況及び感震ブレーカーの設置状況等について、消防庁からフォローアップ調査を実施する予定である。

また、感震ブレーカーの普及推進に関する先進事例について、消防庁ホームページに掲載する等して情報共有を図っていくこととしている。

〈担当・連絡先〉

消防庁予防課 泉・村松・高木

電話：03-5253-7523

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要
新潟市 消防局	火災予防及び住宅用火災警報器設置・維持管理促進の広報	・火災による被害の低減を図るため、効果的でわかりやすい広報を行う。 過去の火災原因から傾向を分析し、対策等を広く市民に周知するとともに、住宅用火災警報器の重要性や点検・交換の必要性及び感震ブレイカーの普及について広報していくため、民間事業所等と連携しながら、報道機関やSNS等の各種広報媒体を活用し、情報発信を行う。また、高齢者家庭への住宅用火災警報器取付サポートを継続実施する。
	リトルファイヤースクール	・幼少期から命の大切さと防火意識を醸成するため、小学生を対象とした消防教育を実施する。 小学校の社会科の授業で対面又はオンラインで授業を行い、火災予防などの知識の習得や命を大切にすることを育成する。また、デジタル教材を充実・強化し、児童の理解度を深める。
	火災調査体制の強化	・火災予防政策・施策推進を図るため、組織を支える人材育成の取り組みを進める。 火災調査における署調査員の知識を平準化し、調査技術の向上を図り、火災予防対策に必要な基礎資料の充実を図る。
	消防関係法令の規制指導能力の向上	・規制指導業務遂行能力を高めるため、職責に合わせた効果的な研修を実施し、人材育成の取り組みを進める。 全職員向け研修のほかに、職員に対して指導する「教育指導者」を育成し、より効果的に全職員の意識や業務遂行能力の向上を図る。
	違反処理	・火災による被害を低減するため、事業所における防火安全対策の強化を図る。 消防法令違反が認められる事業所に対する文書指導及び違反処理を実施する。
	事故防止対策	・市民生活の安心、安全を確保するため、危険物、高圧ガス及び火薬類に係る事故防止に努める。 事故防止の情報発信を行い、類似事故の防止に努める。
長岡市 消防本部	違反是正の推進	・違反防火対象物、危険物施設に対する是正の推進（適切な時期に違反処理へ移行）
	査察の適正な執行	・各消防署に査察管理者を設置し、査察の執行状況を確認 ・消防副士長階級の職員に対する研修の実施 ・採用2年目の職員に対し、査察基礎研修を実施 ・査察進行状況を見える化し、予防課査察調査室が管理
	審査・検査の適正な執行	・建築同意事務のDXの推進、消防用設備等の審査、検査の適正な執行 ・危険物規制事務、検査の適正な執行 ・煙火消費許可事務、検査の適正な執行
	消防用設備等の点検報告率向上・不備事項の改修促進	・点検未報告関係者に対する通知 ・不備事項を関係者に通知し、改修を促進
	危険物施設の事故防止	・危険物施設への立入検査を実施し、老朽化施設、人的ミスによる漏えい事故防止を指導 ・危険物査察に係る職員研修の実施 ・危険物安全協会と協力し、会員に対しての事故防止研修、救命研修を実施
	防火広報	・女性防火クラブ、幼年消防クラブと連携した防火広報の実施 ・消防音楽隊の演奏による防火広報 ・公式SNS、ホームページ、市広報誌、朝刊、地元ケーブルテレビにて広報の実施
	住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進	・消防団と共同での設置調査 ・メディアを活用した広報の実施
	消防キッズスクール（未来の防災リーダー育成講座）	・小学校高学年を対象とした防災講座、体験講座を実施 ・地域防災への興味を持ってもらい、地域の防災リーダーとなる人材を育成し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。
	火災調査	・火災調査に関する部内研修の実施

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要
上越地域 消防局	火災予防に関する行政指導力の強化	<p>【事業所等への指導力強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門研修の充実、予防業務に関する資格取得の支援などの職員育成による予防業務の専門・高度化</li> <li>・人命及び出火危険に応じた立入検査の実施による事業所の防火・防災体制の強化</li> <li>・危険物施設関係者及び危険物取扱者に対する意識高揚及び啓発推進</li> <li>・事業所に対して発令した命令内容をホームページ上で公示</li> </ul> <p>【火災原因究明率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様な火災の原因究明率を向上させ調査結果を広く市民に周知しての防火思想普及</li> <li>・事業所等に対する出火メカニズムの解明による再発防止の徹底と被害拡大防止</li> <li>・調査員の育成とともに警察をはじめとした関係機関との連携強化による調査能力の向上</li> </ul>
	デジタル化の推進	<p>【消防法令における申請・届出のオンライン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きの電子化に向けた情報収集等の継続実施</li> </ul> <p>【業務の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末を使用した検査業務の推進による市民の利便性と業務の効率化</li> </ul>
	効果的な防火啓発の推進	<p>【地域コミュニティでの火災予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用火災警報器の交換に合わせた連動型の設置推進による住宅火災による被害と死傷者の低減</li> <li>・若年層から高齢者まで幅広い世代に向けた防火・防災啓発の展開</li> <li>・感震ブレーカーの広報推進による地震に伴う火災発生の防止</li> <li>・火災の拡大危険が大きい木造建物密集地域における戸別訪問や防火座談会による出火防止の呼び掛け</li> <li>・たき火・火入れ等による火災低減に向けた取組継続</li> </ul> <p>【関係機関との連携・協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携して出火防止対策の強化によるたき火や火入れに起因する火災の発生防止</li> <li>・消防法令違反に対する関係機関との連携強化による迅速かつ的確な行政措置・早期是正</li> </ul> <p>【外国人市民等への防火指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民に対する防火指導を推進するとともに外国人旅行者にもわかりやすい防火防災に関する安心情報を提供</li> </ul>
新発田地域 広域事務組合 消防本部	住宅用火災警報器設置向上及び維持管理、交換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未設置世帯への具体的な設置箇所を明示したチラシを配布し設置を促進させる。</li> <li>・設置済み世帯へ機器の点検及び交換を促すチラシを配布する。</li> <li>・管内で行われる各種イベントへ積極的に赴き、チラシを配布する。</li> </ul>
	防火対象物の火災予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の立入検査実施状況を精査し、これに基づいて立入検査スケジュールを編成。立入検査実施件数及び違反状況を管理する。</li> </ul>
	広報活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した効果的な情報発信。</li> </ul>
	山火事発生防止強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と協力し、立て看板設置。野焼き、焚火抑制について広報誌に記事を掲載し注意喚起を行う。</li> </ul>
	危険物施設の事故防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故に対し、原因の究明及び指導を徹底し類似事故を防止する。</li> <li>・違反を反復している危険物施設に対して、随時立入検査を実施し改善指導及び経過管理を行う。</li> </ul>
	火災原因調査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防課及び署で協議し、火災原因調査体制を再構築する。</li> <li>・関係機関等の協力を得て、火災原因の究明及び鑑識機器を用いた総合的な調査を実施する。</li> <li>・研修受講者からのフィードバック、研修会を実施し、調査能力の向上を図る。</li> </ul>
	幼年期における防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼年消防ふれあい広場の開催。</li> <li>・火遊びの防止と防火思考の普及。</li> <li>・火災の危険性を理解してもらう。</li> </ul>
	違反防火対象物に対する是正指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反対象物への追加調査を実施し、是正指導を推進する。</li> <li>・違反が継続する対象物に対し本部と署が連携し違反是正を推進する。</li> <li>・違反是正委員会を開催し、組織として違反是正に取り組む。</li> </ul>

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要
佐渡市 消防本部	住宅防火対策の推進	・ SNS等の広報媒体を活用し、市民の防火・防災意識の向上を図る
		・ 消防ふれあい広場を開催し、小学生等の児童を含む市民に対して、楽しみながら防火・防災意識の向上を図る
		・ 75歳以上の世帯を対象に女性消防団員と連携・協力し高齢者世帯の防火指導実施
佐渡市 消防本部	住宅防火対策の推進	・ 春と秋の火災予防運動期間中、消防団員による一般住宅への防火指導
		・ 各地区の自主防災組織の訓練に出向し防火指導を実施
		・ 市内小学生から防火ポスターを募集し、幼少期からの火災予防育成と各地区の巡回展示による火災予防啓発
	住宅用火災警報器の 設置促進、維持管理	・ 密集地区等を重点的に、未設置世帯・一部設置世帯に対し設置指導を実施
		・ 消防団員の一般家庭防火訪問時に、住宅用火災警報器の設置促進を図ると共に維持管理の指導を依頼
		・ 広報誌、ホームページ、SNS等による設置促進と維持管理の広報
		・ PRソングに合わせて保育園児がダンスをしている映像をYouTubeで公開
	防火対象物への安全 対策	・ 火災予防運動期間中に大型店舗等にて住宅用火災警報器設置促進、維持管理のPR
		・ 全防火対象物に係る査察計画を立て、計画に基づいた立入検査を実施する
		・ 違反是正の徹底と効果的な立入検査を行い安全の向上を図る
	防災センターの活用	・ 小規模飲食店への消火器設置を推進する
・ 関係部局との連携強化		
・ 各地区の自主防災組織に働きかけ、防災センター内の地震、濃煙、消火、通報体験等を通して防災・減災の学習		
地下タンクの流出防 止対策	・ 来館する地区に応じた津波浸水想定図や到達時間を活用し、自分の地域の危険性を把握してもらい防災意識の啓蒙を図る	
	・ 過去の災害事例、防災用品の展示	
	・ ほぼ処置済（今後は廃業等に対応困難施設に対してどのようにしていくか検討が必要）	
一般家庭における少 量危険物の流出防止 対策	・ 灯油の流出防止の啓発活動	
	・ 広報誌による注意喚起	
燕・弥彦 総合事務組合 消防本部	住宅用火災警報器の 設置促進	・ 設置維持に関するホームページの掲載 ・ 組合通信（広報紙）の掲載 ・ チラシ配布による広報活動
	幼児防火指導	・ 管内保育園、幼稚園、こども園に出向し、防火指導の実施 ・ 火災予防運動期間中の登降園時に防火法被の着用を依頼し、防火意識の向上を図る
	立入検査の実施及び 違反是正の推進	・ 重大な消防法令違反対象物の是正指導を重点実施
	危険物施設等の事故 防止の徹底	・ 危険物施設等の危険物流出防止対策指導と立入検査による指導の実施
	高圧ガス、液化石油ガス 及び火薬類に関する保安 関係施設の保安対策	・ 高圧ガス等保安関係施設への立入検査による指導の実施 ・ 職員育成のため高圧ガス等保安関係研修会の参加
柏崎市 消防本部	住宅防火対策の推進	・ 広報誌、ホームページ、SNSを活用した火災予防の啓発
		・ 民生委員及び介護支援専門員と連携した高齢者世帯への火災予防啓発 ・ 各種イベント及び店舗等にて、住宅用火災警報器の普及啓発及び防火指導の実施 ・ くらしの防火セミナーの実施 ・ ガス事業者や電気店等と連携した住宅用火災警報器10年目安取替えの啓発
	防火対象物の火災予 防対策の推進	・ 年間査察計画に基づく立入検査の実施

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要	
柏崎市 消防本部	防火対象物の火災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法令違反のある防火対象物への是正指導</li> <li>・消防用設備等点検報告率の向上</li> <li>・原子力発電所施設における火災発生防止等安全性確認の継続実施</li> </ul>	
	火災調査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災原因調査資器材の計画的な整備</li> <li>・火災調査研修会の開催</li> </ul>	
	危険物等事故防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査による施設、設備等の維持管理指導及び流出事故防止の啓発</li> <li>・自主保安体制の推進</li> </ul>	
	職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成方針に基づく予防研修の実施</li> <li>・署員を対象としたジョブローテーション等実務経験による育成</li> </ul>	
三条市 消防本部	住宅用火災警報器設置推進及び維持管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員及び消防団員による未設置世帯への訪問調査及び設置促進、既設機器の交換や維持管理の周知</li> <li>・市広報紙への関連記事の掲載及びX（旧Twitter）を利用した広報</li> <li>・高齢者世帯への設置推進及び取り付け支援サポート</li> </ul>	
	一人暮らし高齢者世帯への防火対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全装置付き機器及び防災製品を推奨し着火の被害防止</li> <li>・女性消防団員と合同による一人暮らし高齢者世帯への防火指導</li> <li>・関係機関と連携した一人暮らし高齢者世帯への防火指導</li> </ul>	
	林野火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道に山火事防止看板の設置</li> <li>・各種山開きイベントで入山者へ防火チラシ配布</li> </ul>	
	防火対象物への防火安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等点検報告未実施の対象物への重点的な立入検査の実施</li> <li>・防火管理者選任義務対象物への重点的な立入検査の実施及び消防用設備等の取扱い指導</li> <li>・年末時期の大規模物販店への避難障害、消防用設備等の操作障害等の重点指導</li> </ul>	
		危険物施設の事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査による危険物施設の日常点検等の励行及び自主保安意識の向上</li> </ul>
		高圧ガス保安法関係事業所への保安対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス保安法関係事業所への立入検査による事故防止意識の啓蒙</li> </ul>
	消防防災救急イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災救急イベントを通じた市民への防火防災意識の高揚</li> </ul>	
	人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防技術検定の受検推進</li> <li>・予防業務に関する各種研修会への参加</li> <li>・若手職員参加による消防ゼミナール（研修会）の開催</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災調査要領について研修</li> <li>・火災調査に関する各種研修会の実施</li> </ul>	
消防法令違反對象物への是正強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大違反對象物の違反是正指導の強化</li> <li>・関係部局との連携強化、体制の確立</li> </ul>		
村上市 消防本部	住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性消防クラブと合同による火災予防運動及び各種イベントでのPR活動</li> <li>・市報及びホームページを利用した広報</li> <li>・地区の防災講話、訓練指導での普及啓発及び設置済み世帯への適正な維持管理の周知</li> </ul>	

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要
村上市 消防本部	効果的な立入検査の実施及び違反是正の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間査察計画に基づく立入検査の実施</li> <li>・違反対象物への是正指導の徹底</li> <li>・関係部局との連携強化及び連携体制の確立</li> </ul>
	重大違反対象物の特別査察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非特定防火対象物の重大違反に対する査察と違反是正指導</li> </ul>
	審査・検査の適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等設置指導の適正執行</li> <li>・危険物規制事務の適正執行</li> <li>・煙火消費許可事務、検査の適正な執行</li> <li>・消防用設備運用基準・危険物審査基準等の見直し及び充実</li> </ul>
	危険物施設等の事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設における流出事故防止対策の継続的な指導</li> <li>・危険物安全週間中における安全啓発</li> </ul>
	火薬類取締法・武器等製造法に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類取締法に関する事務</li> <li>・猟銃等の規制事務</li> </ul>
	人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手職員を主体とした定期的な実務研修会の実施</li> <li>・外部機関の各種研修会へ積極的に参加</li> <li>・予防技術検定の受験推進</li> </ul>
十日町地域 消防本部	防火安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅防火防災講習会の開催。各地域（旧構成市町村単位）2回以上の実施を目標とし、積極的に働きかける。特に火災が発生した地区では機を逃さず、消防から要請する。</li> </ul>
	住宅用火災警報器設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築業等の組合と締結した「火災予防啓発の連携協力に関する協定」に基づき、官民一体となって住宅用火災警報器の設置維持管理を推進する。</li> <li>・コロナ以降低調となった街頭での広報等、人と接する丁寧でわかりやすい設置維持管理指導を推進する。</li> </ul>
	消防用設備等点検報告率の向上対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引続き、一般財団法人新潟県消防設備協会との連携事業を実施する。</li> <li>・自ら行う点検報告制度の再周知等、査察員に対する教育を充実させるとともに、追跡指導が行いやすい体制の整備を図る。</li> </ul>
	違反是正の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査及び結果通知書の交付等立入検査後に必要な業務を実施しやすい体制を整備。指導等の停滞を防止することで、違反是正の推進につなげる。</li> <li>・査察員に対する研修及び訓練を充実させ、査察力の向上を図る。</li> <li>・査察管理者による進捗管理の徹底。</li> </ul>
	消防ひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少期から防火意識の高揚を目的とし、楽しみながら火災予防に関心を持ってもらうためのイベントを開催する。予定日 9月24日（日）</li> </ul>
	防火防災フォトコンテスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国統一防火標語をテーマとした防火防災に関する写真を募集。優秀作品を防火ポスターや防火短冊で起用し管内各戸及び事業所へ配布することで防火防災のPR及び関心を持ってもらう。</li> </ul>
	油流出事故対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅ホームタンクからの漏えい事故が多い冬季にあわせて、広報紙、地元FMを活用した注意喚起を行う。</li> <li>・危険物安全協会等関係団体と協力しながら、販売事業者を通じての注意喚起を行う。</li> </ul>
	人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員全体の火災調査能力向上を目的に火災調査研修を実施。</li> <li>・予防技術検定の受験推進</li> </ul>

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部長	事業名	事業概要
南魚沼市 消防本部	住宅防火安全対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、フェイスブック、FMラジオ局、イベントを活用した火災予防や住宅防火安全対策の啓発。</li> <li>・希望する高齢者団体等に住宅防火対策の講話を行い、住宅用火災警報器の設置維持と取付支援、感震ブレイカーなどを説明し普及啓発を推進。</li> <li>・秋の火災予防週間に一日消防署長、保育園児で街頭防火パレードを行い、募集した火災予防標語と火災予防ポスターを表彰、作品展示して火災予防をPR。</li> </ul>
	防火対象物、危険物施設の違反是正の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・査察知識の向上と違反是正知識の向上を図りながら違反是正指導を推進。</li> </ul>
南魚沼市 消防本部	人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反対象物の調査を係員に広く経験させ、是正指導に携われる係員を育成。</li> <li>・各種研修への参加と予防技術資格者等の受検を促し、専門的な予防業務に携われる人材を育成。</li> </ul>
糸魚川市 消防本部	火災予防思想の普及 啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭防火診断の強化</li> <li>・高齢者、一人暮らし世帯の火災予防対策（市関係部署、防火指導協力員との連携）</li> <li>・連動型住宅用火災警報器の設置促進と条例適合率の向上 （65歳以上のみ世帯、避難行動要支援者を含む世帯に連動型住宅用火災警報機設置費用補助）</li> <li>・通電火災対策としての感震ブレイカー設置促進</li> </ul>
	こども消防隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少期から消防に関心を持たせ、防災意識や社会貢献に対する考えを高め、将来の防災リーダー、消防団員、消防職員の育成を目的。</li> <li>・こども消防隊への訓練礼式、初期消火訓練等の実践的な訓練の実施</li> <li>・各種イベント時における防火防災啓発活動の実施</li> <li>・駅北大火記憶の伝承（座学、街歩きの実施）</li> </ul>
	事業所等における火 災予防推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛消防訓練の強化</li> <li>・事業所等に設置された、消防用設備等の有効利用に向けた指導の実施</li> <li>・事業所等における防火意識の向上にむけた防火指導の実施</li> </ul>
	火災原因調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災調査結果をふまえた市民への火災予防啓発の実施</li> <li>・詳細な鑑識等による火災調査技術の向上</li> </ul>
	防火対象物違反是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大違反対象物に対する継続的な指導の実施</li> <li>・署所と連携した予防査察の実施と追跡調査の実施</li> </ul>
阿賀野市 消防本部	初期消火率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会主催の防災教室や市内で開催されるイベント等に参加し、消火器の使用方法及び初期消火の重要性を指導広報する。</li> <li>・避難訓練等で消火器、屋内消火栓取扱い方法を指導する。</li> </ul>
	火災予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防運動に伴う広報活動。（主要道路に火災予防広報に係る横断幕、のぼり旗の設置、市のマスコットキャラクターと街頭広報を実施。）</li> <li>・自治会や事業所への防災講習、防火指導の実施及び依頼。</li> </ul>
	住警器の設置、促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等へ積極的に防災講習に出向し、アンケート調査を行い未設置世帯数の多い自治会には設置促進を促す。</li> <li>・住宅用火災警報器広報強化月間を定め、賑わいのある場所での広報活動を実施、設置率の向上と維持管理を推進するとともに、広報誌等を通して住警器の設置と維持管理の普及啓発を図る。</li> </ul>
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間4回の署内予防研修を実施。</li> <li>・各予防研修会（管外開催）へ積極的に参加。</li> <li>・予防技術検定受験の推進。</li> </ul>
	小規模飲食店の消防 設備に伴う台帳管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内新規小規模飲食店の台帳作成及び消火器の設置、点検報告提出の周知、指導。</li> </ul>
	危険物施設の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置から35年以上を経過した地下タンク所有する事業所への処置働きかけ。</li> <li>・6月の給油取扱所、11月の移動タンク貯蔵所の立入検査。</li> </ul>

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要
五泉市 消防本部	防火対象物及び危険物施設の立入検査及び違反是正指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画に基づき、防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施。</li> <li>・消防用設備等の維持管理及び避難管理、保安管理の適正指導。</li> </ul>
	事業所における出火防止及び事故防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査、火災予防運動、危険物安全週間における事業所への出火防止活動、事故防止活動の推進。</li> <li>・外郭団体と連携、協力し防火ポスターを作成、火災予防と事故防止活動の推進。</li> </ul>
	審査、検査、指導の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等の設置指導の対応力向上。</li> </ul>
五泉市 消防本部	審査、検査、指導の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物規制事務の対応力向上。</li> <li>・高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類等、事務の対応力向上。</li> </ul>
	住宅用火災警報器設置推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内建築組合と共催し高齢者世帯に住宅用火災警報器を設置。</li> <li>・女性消防団員が高齢者世帯を訪問し、住宅用火災警報器設置と火災予防指導を実施。</li> <li>・市ホームページや広報誌を活用した広報活動。</li> <li>・市内イベント等で広報チラシを配布し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発活動。</li> </ul>
魚沼市 消防本部	住宅防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する出火防止対策</li> <li>・福祉部局、社会福祉協議会との連携</li> <li>・幼年消防クラブを介した幼年者への火災予防啓発（防火パレードの実施）</li> </ul>
	住宅用火災警報器設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置状況調査、推進及び設置済み世帯に対する維持管理の指導</li> <li>・本部ホームページ、地域FM、ケーブルTVや市報を活用した広報</li> <li>・女性防火クラブ、防火管理協会と連携した事業と広報の実施</li> </ul>
	出火防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板の設置による林野火災の防止</li> <li>・気象条件による消防車両による火災予防広報活動</li> </ul>
	防火対象物対象物立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間査察計画に基づく立入検査の実施</li> <li>・違反対象物に対する迅速な違反是正指導</li> <li>・複合用途防火対象物の再調査</li> </ul>
	職員の研修と知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修等への積極的な参加</li> <li>・職場内研修の実施</li> <li>・予防技術者の養成</li> </ul>
	危険物施設等の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用実態のない危険物施設の廃止処理への指導</li> <li>・老朽地下タンク保安事業者に対する期限内での漏洩防止措置指導の徹底</li> </ul>
	県移譲事務に係る事故防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正関係法令の関係者周知</li> <li>・煙火消費及び高圧ガス並びに液化石油ガスに係る事故防止の推進</li> </ul>
	火災調査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災調査の効率化と技術の向上</li> <li>・火災調査員の現場増員</li> </ul>
小千谷市 消防本部	住宅用火災警報器の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動等により設置率向上及び維持管理の推進を図る。</li> <li>市報、市ホームページ、地域新聞社等を活用し、住宅用火災警報器の設置普及や維持管理の促進を市民に周知する。住宅防火モデル地区を指定し町内会への説明会を行うなど、自主防災会等の訓練を通し広報活動を実施する。また、一人暮らし高齢者等設置困難な方に対して取付けを支援する。</li> </ul>
	防火対象物の立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反是正への取り組みを強化</li> <li>年間計画を立て防火対象物への立入検査を実施、消防法令違反のある事業所への改修・改善を強化していく。</li> </ul>
	住宅モデル地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の地区を指定し、火災予防の啓発を図る。</li> <li>小千谷市及び長岡市川口地域から各1地区を指定し、火災予防啓発を行うと共に、住宅用火災警報器の設置普及、維持管理の促進を図る。</li> </ul>
	高齢者防火対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、女性消防団員と共に一人暮らし高齢者宅へ防火訪問を実施する。</li> </ul>

令和7年度 各消防本部（局） 予防主要事業概要

本部名	事業名	事業概要
小千谷市 消防本部	人材育成の推進	・職員の研修参加、各種受験の推進 各種講習や研修の受講を促進し、消防予防業務への知識、理解を深め能力向上に努める。予防技術検定や資格取得への取り組みを推進する。
	危険物施設の事故防止対策	・事故防止対策及び指導の推進 危険物施設の立入検査及び警察と合同の移動タンクローリーの立入検査を行い、潜在的な事故防止の徹底を図る。
加茂地域 消防本部	防火対象物関係	・管内防火対象物に対する立入検査、防火指導の実施
	危険物関係	・年間計画による危険物施設の立入検査を実施 ・警察と合同の移動タンク貯蔵所の立入検査
	出火防止対策	・火災予防期間中に量販店駐車場で女性広報分団と合同で防火チラシとティッシュの配布を実施 ・森林組合へのチラシ配布依頼と山火事広報の実施
	住宅用火災警報器の設置推進	・職員による設置世帯調査の実施 ・チラシ配布等の広報活動
阿賀町 消防本部	出火防止対策の強化	・季節や発生状況に応じて町広報誌や告知端末を利用した広報の実施。 ・関係機関と連携し地域を対象とする防火講話の実施。
	避難訓練及び初期消 火訓練の推進	・事業所だけでなく各地区へ呼びかけを行い推進を図る。
	住宅用火災警報器の 設置促進と適切な維 持管理の指導	・75歳以上の高齢者世帯に対し防火指導を行いその際、未設置世帯及び更新していない世帯に対して設置、更新してもらうよう呼びかけを行い推進を図る。 ・上記以外に対し設置から10年以上経過し1度も更新していない世帯数もあると思われることから町広報誌や町設置の告知端末を用いて更新してもらうよう働き掛ける。
	防火対象物、危険物 施設における立入検 査の実施	・防火対象物、危険物施設において設備が適切に維持管理されているか立入検査を実施。
	人材育成の推進	・予防技術検定等の積極的な資格取得の推進 ・各種研修会等への積極的な参加
見附市 消防本部	住宅内や屋外における 防火安全対策の推進	・住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進 ・関係機関と連携した林野火災及び枯草火災の出火防止 ・地震による電気火災低減のため感震ブレーカーの認知度の向上
	防火対象物における 火災事故防止対策の 徹底	・違反是正に向けた立入検査とフォローアップの実施 ・木造飲食店の関係者と連携した防火安全対策の強化 ・危険物等による事故及び流出防止対策の指導
	火災調査体制の強化	・り災現場における火災調査要領の習得 ・火災調査書類の作成能力の向上
	人材育成の推進	・予防行政に関する各種研修会の受講推進 ・予防技術検定等の各種受験の推進
	多様な火災予防活動 の展開	・火災予防広報、火災予防運動の実施、住宅火災警報器の設置、感震ブレーカーの啓発、ごみの野焼き禁止、危険物の事故防止など、タイムリーな火災予防広報の実施